介護

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運営指導日 | | ※市で記入  　令和　　 年　　 月　　 日（　　）　午前 ・ 午後 | | | | | | | | | | | | | | |  | |
| 令和５年度（２０２３年度）  指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護  自己点検表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業所 | 事業所番号 | | | |  |  |  |  |  |  | |  |  |  | |  | |  |
| 名　　　称 | | | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 所　在　地 | | | | （〒　　　　　　）大津市 | | | | | | | | | | | | | |
| 連　絡　先 | | | | （電　話）　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ） | | | | | | | | | | | | | |
| （メール） | | | | | | | | | | | | | |
| 管　理　者 | | | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 事業者  （法人） | 名　　　称 | | | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 代　表　者  職名・氏名 | | | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 所　在　地 | | | | ※上記事業所と異なる場合に記入  （〒　　　　　　） | | | | | | | | | | | | | |
| 点検(担当)者  職名・氏名 | | |  | | | | | | | | | | | | | | | |
| 点検者連絡先 | | | ※上記事業所と異なる場合に記入 | | | | | | | | 点検年月日 | | | | 令和　　年　　月　　日 | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 問い合わせ | | | | 大津市福祉部　福祉指導監査課  　【電　話】０７７－５２８－２９１２　 【ＦＡＸ】０７７－５２３－１３３０  　【メール】ｏｔｓｕ１４３９＠ｃｉｔｙ．ｏｔｓｕ．ｌｇ．ｊｐ | | | | | | | | | | | | | | | |
| ≪根拠法令の略称≫ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| 略　称 | 名　　　　　　　　称 |
| 法 | 介護保険法（平成９年法律第１２３号） |
| ◆平２５市条例１７ | 大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２５年大津市条例第１７号） |
| ◆平２５市条例１８ | 大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２５年大津市条例第１８号） |
| ◆平１８厚令３４ | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年３月１４日厚生省令第３４号） |
| ◆平１８解釈通知 | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成１８年３月３１日老計発第０３３１００４号） |
| ◆平１８厚告１２６ | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省告示第１２６号） |
| ◆平１８留意事項通知 | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１８年３月１日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号） |

| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１の１  　指定地域密着型サービス（指定地域密着型介護予防サービス）の事業の一般原則  *（予防）*    *（予防）* | （１）利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。◆平１８厚令３４第３条第１項　◆平１８厚令３６第３条第１項 | 適  否 |  |
|  | （２）指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。◆平１８厚令３４第３条第２項 | 適  否 |  |
|  | 指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。◆平１８厚令３６第３条第２項 | 適  否  無 |  |
|  | （３）利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。（経過措置あり）◆平１８厚令３４第３条第３項　◆平１８厚令３６第３条第３項 | 適  否 | 令和６年３月３１日までは努力義務（経過措置） |
|  | （４）利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。  ◆平２５市条例１７第３条　◆平２５市条例１８第３条 | 適  否 | 責任者等体制  【有・無】  研修等実施  【有・無】 |
|  | （５）指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。◆平１８厚令３４第３条第４項 | 適  否 |  |
|  | 指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。◆平１８厚令３６第３条第４項 | 適  否  無 |  |
| 第1の2  　基本方針  ＜法第78条の3第1項＞ | 要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。　◆平１８厚令３４第６２条  　◎ 通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものである。◆平１８解釈通知第３の四の１（１） | 適  否 |  |
| ＜法第１１５条の１３第１項＞  *（予防）* | 利用者が可能な限りその居宅において、又はそのサービス拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。◆平１８厚令３６第４３条 | 適  否  無 |  |

| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第2　人員に関する基準  ＜法第78条の4第1項＞  <法第１１５条の１４第１項>  ※主眼事項第２の全てを、介護予防小規模多機能型居宅介護に準用する。◆平１８厚令３６第４４条、４５条、４６条  1 通則（ 用語の定義） | 以下、用語の定義を理解しているか。 |  |  |
| （１）**常勤換算方法**　◆平１８解釈通知第２の２（１）  　　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。 | 適  否 | 【常勤換算方法】  併設事業所への兼務者の有・無  （有の場合）当該事業所の勤務時間のみを勤務延時間数に算入しているか⇒（はい・いいえ） |
| （２）**「勤務延時間数」**　◆平１８解釈通知第２の２（２）  勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者１人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数を上限とすること。 | 適  否 | 【勤務延時間数】  常勤の従業者が勤務すべき時間数  週　　時間 |
| （３）**「常勤」** ◆平１８解釈通知第２の２（３）  当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30 時間として取り扱うことを可能とする。  同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、１の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 | 適  否 | 育休や短時間勤務制度等を利用している従業員がいる場合の常勤（換算）は、通知やＱ＆Ａどおりか |
| （４）**「専ら従事する」「専ら提供に当たる」**◆平１８解釈通知第２の２（４）  原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。 | 適  否 |  |
| （５）**「前年度の平均値」**◆平１８解釈通知第２の２（５）  人員数を算定する場合の使用する「利用者数」は、前年度（4月1日～翌年3月31日）の全利用者の延数を当該前年度の日数で除して得た数（小数第2位以下を切上げ）とする。  【新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者の場合】  前年度において1年未満の実績しかない場合の利用者数の算出は以下のとおり  ・新設又は増床の時点から6月未満の間　…　通い利用定員の90％  　（但し、３以上の数で、指定の際にあらかじめ届け出た利用者見込数を前提に算定することとしても差し支えない。）  ・新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間　…　直近の6月における全利用者数の延数を6月間の日数で除して得た数  ・新設又は増床の時点から1年以上経過している場合　…　直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数  ・減床の場合（減床後の実績が3ヶ月以上ある場合）…　減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数 | 適  否 | 【前年度の利用者数の平均値】  全利用者の延べ数  　　　　人  ÷前年度の日数  　　　　日  ＝　　　　　人  （小数第2位以下を切上げ）  ※新設等の場合は左記のとおり算出しているか |

| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | 点検 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 2　従業者の員数 | **従業者** | |  |  |
|  | （１）**介護従業者数（夜間及び深夜の時間帯以外）**  夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上、訪問サービスの提供にあたる従業者を１以上配置しているか。  ◆平１８厚令３４第６３条第１項  〔算出例（望ましい配置の例示）〕  　■夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置が必要な介護従業者数  　　　　　人÷３＝　　.　　人⇒　　人＋１人＝　　人 (a)  　前年度の通いサービスの利用者数の平均　　　　　　　＊小数点以下繰上げ  　■夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置されている介護従業者数（暦月）（　　　年　　月分）  （　　　時間－　　　時間）÷４週間÷　　　時間  　　 4週の総勤務時間数 うち夜間・深夜の時間帯の勤務時間数　　 常勤職員の1週の勤務時間  　　　＝　　.　　人  ■夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に必要な日々の必要な介護従事者の延勤務時間数  　　　　人(a)×　　　時間　⇒　　　　時間　※１  　　　　　　　　常勤の勤務時間（1日）  　【夜間及び深夜の時間帯】　　：　　～　　　：　　（※夜勤時間ではないので注意）  　　例．通い利用者１５名、常勤の勤務時間を１日８時間とし、日中勤務時間帯を午前６時から午後９時までの１５時間とした場合の必要な日中勤務時間数  午前６時から午後９時までの１５時間の間に、８時間×（１５÷３）人＝延４０時間勤務分の通いサービスの提供に加え、日中の訪問サービスに要する８時間の計４８時間の勤務時間数を確保する必要がある。  　◎　日々の通いのサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要があるが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用者に何らかの形で関わることができるような職員配置に努めるものとする。平１８解釈通知第３の四の２（１）②ハ | 適  否 | 利用者数は前年度の平均値であることに注意  ※１  日々においても必要な延べ勤務時間数を満たしていることが望ましい  ⇒毎日でなく、常勤換算方法（４週間）で配置が不足する場合は人員基準違反 |
|  | （２）夜間及び深夜の時間帯は、利用者の生活サイクルに応じて、１日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定しているか。　　◆平１８解釈通知第３の四の２（１）②ロ | 適  否 |  |
|  | （３）**介護従業者数（夜間及び深夜の時間帯）**  夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）に従事する介護従業者を１以上、宿直勤務を行う介護従業者を１以上配置しているか。◆平１８厚令３４第６３条第１項  　◎　宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務並びに夜勤及び深夜の勤務を行う介護従業者を配置しないことができる。  ◆平１８厚令３４第６３条第５項、平１８解釈通知第３の四の２（１）②へ  ◎　宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加えて配置される宿直職員は、連絡を受けた後、事業所から登録者宅への訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。◆平１８解釈通知第３の四の２（１）②へ | 適  否 |  |

| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | 点検 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 2　従業者の員数  　（続き） |  | （４）介護職員の場合  　①指定認知症対応型共同生活介護事業所　②指定地域密着型特定施設　③指定地域密着型介護老人福祉施設　④指定介護老人福祉施設　⑤介護老人保健施設　⑥指定介護療養型医療施設又は⑦介護医療院（※１）が併設されている場合であって、それぞれの人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、併設された施設等の職務に従事することができる。◆平１８厚令３４第６３条第６項 | 適  否  無 |  |
|  | （５）看護師又は准看護師の場合  　①上記※１の施設等　②指定居宅サービスの事業を行う事業所　③指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所　④指定地域密着型通所介護事業所又は⑤指定認知症対応型通所介護事業所のいずれかが同一敷地内にある場合であって、それぞれの人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同一敷地内の施設等の職務に従事することができる。◆平１８厚令３４第６３条第６項 | 適  否  無 |  |
|  | （６）人員配置基準の基礎となる利用者の数は、前年度の平均値となっているか。◆平１８厚令３４第６３条第２項 | 適  否 |  |
|  | （７）**常勤職員の配置**  介護従業者のうち１以上の者は、常勤となっているか。  　　◆平１８厚令３４第６３条第３項  　◎　サテライト事業所においては、訪問サービスを行う小規模多機能型居宅介護従業者を常勤換算方法で1以上ではなく、1名以上配置することで足りることとしている。なお、本体事業所とサテライト事業所における訪問サービスは一体的に提供することが可能であり、本体事業所小規模多機能型居宅介護従業者はサテライト事業所の登録者に対し、サテライト事業所の小規模多機能型居宅介護従業者は本体事業所及び当該本体事業所に係る他のサテライト事業所の登録者に対し、それぞれ訪問サービスを提供できる。また、訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を、指定小規模多機能型居宅介護事業所から離れた特別養護老人ホーム等の職員が行う形態は認められない。特別養護老人ホーム等における職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護事業所に勤務し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行うことは差し支えない。◆平１８解釈通知第３の四の２（１）②ニ | 適  否 |  |
|  | （８）**看護職員の配置**  介護従業者のうち１以上の者は、看護師又は准看護師であるか。  ※　常勤を要件としておらず、毎日配置する必要はない。また、サテライト事業所においては、本体事業所の看護師又は准看護師が適切にサテライト事業所の登録者に対する健康管理等を行うことができる場合、小規模多機能型居宅介護従業者のうち、看護師又は准看護師を置かないことができる。　　◆平１８厚令３４第６３条第４項、平１８解釈通知第３の四の２（１）②ホ | 適  否 | 看護師   |  | | --- | |  | |  | |  | |  | |
|  | *H30　Q&A　Vol.6　問３*  *通所介護、地域密着型通所介護の看護職員の配置基準については営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、他の医療機関等の看護職員とサービス提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には看護職員が確保されている取り扱いとしたところである。*  *しかしながら、やむを得ず看護職員の確保が困難となった場合には、速やかに人員確保をするべきであるものの、看護職員が確保されるまでの間、看護職員が行うバイタルチェックなどの健康管理や必要に応じて行う利用者の観察等の業務については、医師又は歯科医師が代替して行うことは可能であると解することとして差し支えない。小規模多機能型居宅介護及び介護小規模多機能型居宅介護の看護職員の配置基準についても同様とする。*  *また、この場合、これらのサービスにおいて看護職員又は介護職員等の配置を要件とする加算のうち、通所介護、地域密着型通所介護の認知症加算及び口腔機能向上加算並びに小規模多機能型居宅介護の訪問体制加算については、看護職員又は介護職員等の業務を医師又は歯科医師が代替して行うことが可能であると解することとして差し支えないが、各々の加算要件を変更するものではないことから、勤務形態等その他の要件はすべて満たす必要があるので留意されたい。* | | |
| （９）介護従業者は、介護等に対する知識、経験を有する者であるか。◆平１８解釈通知第３の四の２（１）②イ | 適  否 |  |
|  |  | （１０）併設の認知症対応型共同生活介護事業所（1ユニット）と夜勤を兼務していないか。◆平１８解釈通知第３の四の２（１）②ロ | 適  否  無 |

| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | 点検 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 2　従業者の員数  　（続き） | サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所  ①　サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の実施にあたっては次の要件を満たしているか。◆平１８解釈通知第３の四の２（１）① | | 有  無 |  |
|  |  | イ　サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所に係る指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有するものであるか。この場合、指定小規模多機能型居宅介護以外の事業の経験についても当該経験に算入できることに留意すること。また、「３年以上の経験」については、当該指定日において満たしている必要があり、休止等、事業を運営していない期間は除いて計算すること。 | 適  否 |
|  |  | ロ　サテライト事業所は、本体事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該事業所に対する支援機能を有する事業所をいう。）を有する必要があるが、ここでいう「支援機能を有する事業所」については、当該本体事業所が次のいずれかに該当することを指すものであること。  　　ａ　事業開始以降1年以上の本体事業所としての実績を有すること。  　　ｂ　当該本体事業所の登録者数が、当該本体事業所において定められた登録定員の100分の70を超えたことがあること。 | 適  否 |
|  |  | ハ　サテライト事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ、運営するものであるため、次に揚げる要件をいずれも満たしているか。  ａ　本体事業所とサテライト事業所の距離は自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること。  ｂ　１の本体事業所に係るサテライト事業所の数は2箇所までとすること。 | 適  否 |
|  |  | ニ　本体事業所とサテライト事業所は、同一の日常生活圏内に所在することが望ましいが、隣接する市町村における指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とすることも差し支えない。 | 適  否 |
|  | **介護支援専門員** | |  | 計画作成者氏名   |  | | --- | |  |   就任日　年　月　日  専従　兼務  兼務の場合職務内容    勤務場所    □介護支援専門員  登 録 日：　年　月　日  （登録番　　　　　　）（有効期間　年　月　日）    □認知症介護実践者研修（旧基礎過程研修）  修了証　年　月　日    □小規模多機能型サービス等計画作成者研修  修了証　年　月　日 |
|  |  | （１）登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置しているか。　◆平１８厚令３４第６３条第１０項 | 適  否 |
|  |  | （２）利用者の処遇に支障がない場合は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務、又は併設する上記＜介護職員の場合＞の①～⑦、＜看護師又は准看護師の場合＞の①から⑤の施設のいずれかが併設されている場合は、当該施設等の職務に従事することができる。◆平１８厚令３４第６３条第１０項ただし書  ◎　利用者の処遇に支障がない場合、管理者との兼務可。  また非常勤でも差し支えない。◆平１８解釈通知第３の四の２（１）③ロ | 適  否  無 |
|  |  | （３）介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修（小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修）を修了しているか。  　◆平１８厚令３４第６３条第１１項、平１８解釈通知第３の四の２（１）③イ | 適  否 |
|  |  | （４）サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する小規模多機能サービス等計画作成担当者研修を修了しているものを置くことができる。　◆平１８厚令３４第６３条第１２項 | 適  否  無 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 3　管理者 | （１）専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。  ◆平１８厚令３４第６４条第１項 | 適  否 | 管理者氏名   |  | | --- | |  |   就任日　年　月　日  兼務【有・無】  兼務する事業所名  （　　　　　）  兼務する職種名  （　　　　　）  ※併設以外事業所の職務についていないか  □兼務の場合、事業に支障はないか。  □認知症である者の介護に従事した経験　　　年  □特養  □デイサービス  □老健  □グループホーム等  □認知症介護実践者研修（旧基礎過程研修）  修了証日付  　年　月　日  ※修了証確認  □管理者研修  修了証日付  　年　月　日  ※修了証確認 |
| 事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は併設する上記２＜介護職員の場合＞の①～⑦、＜看護師又は准看護師の場合＞の①から⑤の施設のいずれかが併設されている場合は、当該施設等の職務に従事することができる。◆平１８厚令３４第６４条第１項 | 適  否  無 |
| 同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合は、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（法１１５条４５第１項に規定する第一号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。◆平１８厚令３４第６４条第１項 | 適  否  無 |
| （２）指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。◆平１８厚令３４第６４条第２項 | 適  否  無 |
| （３）管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（法第１７３条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。以下同じ。）等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であるか。◆平１８厚令３４第６４条第３項 | 適  否 |
| 管理者は、別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）を修了しているか。◆平１８厚令３４第６４条第３項、平１８解釈通知第３の四の２（２）② | 適  否 |
| *Ｈ27.4.1Ｑ＆Ａ　　問3*  *問　事業所の管理者についても、育児・介護休業法第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置の適用対象者となるのか。*  *→　労働基準法第41条第2号に定める管理監督者については、労働時間等に関する規定が適用除外されていることから、「管理者」が管理監督者に該当する場合は、所定労働時間の短縮措置を講じなくてよい。なお、管理監督者については、同法の解釈として労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきとされている。このため、職場で「管理者」として取り扱われている者であっても、同号の管理監督者に当たらない場合には、所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。また、同号の管理監督者であっても、育児・介護休業法第23条第１項の措置とは別に、同項の所定の労働時間の短縮措置に準じた制度を導入することは可能であり、こうした者の仕事と子育ての両立を図る観点からは、むしろ望ましいものである。*  *Ｒ３Ｑ＆Ａ　vol.4問19*  *小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該事業所の従業者のほか、職員の行き来を認めている６施設等（地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設、認知症対応型共同生活介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院）及び同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（夜間対応型訪問介護、訪問介護又は訪問看護の事業を一体的に運営している場合は当該事業所）の職務（管理者を含む）についてのみ兼務可能である。* |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 4　代表者 | （１）代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であるか。  ◆平１８厚令３４第６５条  　◎　法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。◆平１８解釈通知第３の四の２（３）① | 適  否 | 代表者氏名   |  | | --- | |  |   就任日　年　月　日  □認知症である者の介護に従事した経験があるか。  （特養、デイサービス、老健、グループホーム等）  □開設者研修  修了証　年　月　日  □その他の研修  ①研修の名称    　修了証　年　月　日  ②研修の名称    　修了証　年　月　日  ③研修の名称    　修了証　年　月　日  ※修了証確認 |
| （２）代表者は、別に厚生労働大臣が定める研修(認知症対応型サービス事業開設者研修)を修了しているか。◆平１８厚令３４第６５条、平１８解釈通知第３の四の２（３）②  　　◎　代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を終了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えない。◆平１８解釈通知第３の四の２（３）② | 適  否 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 第3　設備　に関する基準  ＜第78条の4第2項＞  <法第１１５条の１４第２項>＞  ※　主眼事項第３の全てを、介護予防小規模多機能型居宅介護に準用する。◆平１８厚令３６第４７条、４８条  1　登録定員及び利用定員 | （１）**登録定員**  登録定員※は２９人以下となっているか。◆平１８厚令３４第６６条第１項  　　※介護予防小規模多機能型居宅介護事業を同一の事業所において一体的に運営されている場合は、登録者の合計数 | 適  否 | 登録定員  　　　　　　名  通い定員  　　名  宿泊定員  　　　名  併設有料老人ホーム（住宅型、サービス付高齢者住宅）  【有・無】  ⇒有の場合、入居者のうちの利用者数（　　）名  ※同一建物減算に留意 |
| ◎　複数の指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用は認められない。◆平１８解釈通知第３の四の３（１）① | 適  否 |
| ◎　併設の有料老人ホーム入居者が指定小規模多機能型居宅介護を利用することは可能である（ただし、特定施設入居者生活介護を受けている間は、介護報酬は算定できない。）  　　　養護老人ホームの入居者が指定小規模多機能型居宅介護を利用することは想定されていない（養護老人ホームは、措置費の下で施設サービスとして基礎的な生活支援が行われている）。  　　◆平１８解釈通知第３の四の３（１）②③ | 適  否 |
| （２）**通い定員**  通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人）までか。◆平１８厚令３４第６６条第２項第１号   |  |  | | --- | --- | | 登録定員 | 利用定員 | | ２６人又は２７人 | １６人 | | ２８人 | １７人 | | ２９人 | １８人 | | 適  否 |
| ◎　この場合における利用定員については、１日当たりの同時にサービスの提供を受ける者の上限を指すものであり、１日当たりの延べ人数でないことに留意すること。◆平１８解釈通知第３の四の３（１）② | 適  否 |
| （３）**宿泊定員**  宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては6人）までか。◆平１８厚令３４第６６条第２項第２号 | 適  否 |
| *Ｈ27Ｑ＆Ａ　Vol.１　問１６２*  *登録定員２６人以上２９人以下とする場合には、同時に通い定員を１６人以上にすることが必要になるのか。*  *→必ずしも通い定員の引き上げを要するものではない。通い定員を１６人以上とするためには、登録定員が２６人以上であって、居間及び食堂を合計した面積について、利用者の処遇に支障がないと認められる充分な広さを確保することが大切である。*  *Ｈ2７Ｑ＆Ａ　Vol.１　問１６３*  *通い定員を１６人以上１８人以下にする場合の要件として、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（１人あたり３㎡以上）」とあるが、居間及び食堂として届け出たスペースの合計により確保することが必要なのか。*  *→原則として、１人あたり３㎡以上である必要がある。ただし、例えば、居間及び食堂以外の部屋として位置付けられているが日常的に居間及び食堂と一体的に利用することが可能な場所がある場合など、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている」と認められる場合には、これらの部屋を含めて「１人３㎡以上」として差し支えない。*  *Ｈ24Ｑ＆Ａ　Vol.２　問２５*  *通いサービスの利用定員は、同時にサービス提供を受ける者の上限を指すものであり、実利用者数の上限を指すものではない。例えば、午前中に15人が通いサービスを利用し、別の10人の利用者が午後に通いサービスを利用することも差し支えない。* | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 2　設備及び備品等 | （１）**居室及び食堂の面積**  居間及び食堂の合計した面積は、機能を十分に発揮しうる適当な広さ（「３㎡通いサービスの利用定員」以上が望ましい。）であるか。◆平１８厚令３４第６７条第２項第１号 | 適  否 | ◆設備の概要   |  |  | | --- | --- | | 食堂 | ㎡ | | 居間 | ㎡ | | 合計 | ㎡ |   ◆居室の状況   |  |  | | --- | --- | | 宿泊  室名 | 定員 | | １人当の床面積 | |  | 人 | | ㎡ | |  | 人 | | ㎡ | |  | 人 | | ㎡ | |  | 人 | | ㎡ | |  | 人 | | ㎡ | |  | 人 | | ㎡ | |  | 人 | | ㎡ | |  | 人 | | ㎡ | |  | 人 | | ㎡ |   ２人部屋室の場合  理由：  直近レイアウト変更  　　　年　月  届出図面と変更ないか  あれば変更届が必要 |
| ◎　居間及び食堂は同一の場所とすることができるが、それぞれの機能が独立していることが望ましい。◆平１８解釈通知第３の四の３（２）イ | 適  否 |
| ◎　通いサービスの利用定員について１５人を超えて定める事業所にあっては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（１人当たり３㎡以上）を確保することが必要である。◆平１８解釈通知第３の四の３（２）②ロ | 適  否 |
| （２）**宿泊室の定員**  一の宿泊室の定員は１人となっているか。  ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人可。  　　◆平１８厚令３４第６７条第２項第２号イ | 適  否 |
| （３）**宿泊室の面積**  一の宿泊室の床面積は7.43㎡以上であるか。◆平１８厚令３４第６７条第２項第２号ロ | 適  否 |
| （４）**個室以外の宿泊室を設ける場合**  個室以外の宿泊室を合計した面積は、7.43㎡×（宿泊サービスの利用定員－個室の定員数）以上となっているか。  ◆平１８厚令３４第６７条第２項第２号ハ | 適  否  無 |
| （５）パーティションや家具など（カーテンは不可）により、利用者同士の視線の遮断が確保されているか。  ◆平１８厚令３４第６７条第２項第２号ハ、平１８解釈通知第３の四の３（２）③ | 適  否 |
| （６）**設備及び備品**  居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品を備えているか。◆平１８厚令３４第６７条第１項 | 適  否 |
| ◎ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。◆平１８解釈通知第３の四の３（２）① | 適  否 |
| （７）上記設備は、専ら指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものであるか。  　　ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、この限りでない。◆平１８厚令３４第６７条第３項 | 適  否 |
| （８）当該事業所は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。  ◆平１８厚令３４第６７条第４項 | 適  否 |
| （９）当該事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第１項から第４項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第３に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。◆平１８厚令３４第６７条第５項 | 適  否  無 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 第4　運営に関する基準  ＜第78条の4第2項＞  <法第１１５条の１４第２項>  ※主眼事項第４「運営に関する基準」のうち、1～11、15、16、20～42は、介護予防小規模多機能型居宅介護に準用する。  「指定小規模多機能型居宅介護」は「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」と、「居宅サービス事業者」は「介護予防サービス事業者」と、「居宅介護支援」は「介護予防支援」と、「要介護認定」は「要支援認定」と、「要介護者」は「要支援者」と、「居宅サービス計画」は「介護予防サービス計画」と、「地域密着型介護サービス」は「地域密着型介護予防サービス」と読み替える。  1　内容及び手続の説明及び同意 | （１）指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該事業所から指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。◆平１８厚令３４第３条の７準用  ◎　記載すべき事項は以下のとおり　◆平１８解釈通知第３の一の４（２）準用  　　ア　運営規程の概要  　　イ　介護従業者の勤務体制  　　ウ　事故発生時の対応  　　エ　苦情処理の体制  　　オ　第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）　等  　※　利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することも可。  　◆平１８厚令３４第３条の７第２項準用 | 適  否 | 利用者  　　　人中  重要事項説明書  　　　人分有  ★運営規程と内容に不整合ないか確認  □報酬改定や利用料金が追加された場合に利用者の同意を得ているか。 |
| （２）前項の同意については、書面によって確認しているか。  　　 ◆平１８解釈通知第３の一の４（２）①準用 | 適  否 |
| 2　提供拒否の禁止 | 下記の提供を拒むことのできる正当な理由がある場合以外、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。  　　 ◆平１８厚令３４第３条の８準用　、平１８解釈通知第３の一の４（３）準用  ◎　提供を拒むことのできる正当な理由  　　①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  　　②利用者申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  　　③その他利用申込者に対し自ら適切な介護を提供することが困難な場合 | 適  否  無 | 過去1年間に利用申込みを断った事例【有・無】  上記有の場合の理由  （　　　　　） |
| 3　サービス困難時の対応 | 利用申込者に対し自ら適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。　◆平１８厚令３４第３条の９準用 | 適  否  無 | 左記事例【有・無】 |
| 4　受給資格等の確認 | （１）指定小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。◆平１８厚令３４第３条の10第1項準用 | 適  否 | 確認方法（申請時にコピー等）  記載例あるか。あれば当該事例の計画確認 |
| （２）被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定小規模多機能型居宅介護を提供するように努めているか。◆法７８条の３第２項　◆平１８厚令３４第３条の１０第２項準用 | 適  否  無 |
| 5　要介護認定の申請に係る援助 | （１）指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。◆平１８厚令３４第３条の１１第１項準用 | 適  否  無 | あれば対応内容 |
| （２）申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  　◆平１８解釈通知第３の一の４（６）①準用 | 適  否 |
| （３）要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。◆平１８厚令３４第３条の１１第２項準用 | 適  否  無 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 6 心身の状況等の把握 | 介護支援専門員が開催するサービス担当者会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。◆平１８厚令３４第６８条 | 適  否 |  |
| ◎　テレビ電話装置等を活用して行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。◆平１８解釈通知第３の四の４（１） | 適  否  無 |
| 7　居宅サービス事業者等との連携 | （１）居宅サービス事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めているか。◆平１８厚令３４第６９条第１項 | 適  否 |  |
| （２）利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師と密接な連携に努めているか。◆平１８厚令３４第６９条第２項 | 適  否 |
| （３）サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行っているか。◆平１８厚令３４第６９条第３項 | 適  否 |
| （４）サービスの提供の終了に際して、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供や保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。◆平１８厚令３４第６９条第３項 | 適  否 |
| 8　身分を証する書類の携行 | （１）訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、提示するよう指導しているか。◆平１８厚令３４第７０条 | 適  否 | ★身分証の携行  初回訪問時  家族から求められたとき  ★身分証記載事項  事業所の名称  氏名  職能　写真 |
| （２）身分を証する書類には、事業所の名称、提供にあたる者の氏名を記載しているか（写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい）。  　◆平１８解釈通知第３の四の４（３） | 適  否 |
| 9 サービス提供の記録 | （１）サービスを提供した際には、提供日、内容、保険給付額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しているか。◆平１８厚令３４第３条の１８第１項準用 | 適  否 | 記録確認。記載なければ提供なしとみなす。 |
| （２）提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。  　◎　記録すべき事項　◆平１８厚令３４第３条の１８第２項準用、平１８解釈通知第３の一の４（１２）②準用  　サービスの提供日  　提供した具体的なサービスの内容  　利用者の心身の状況  　その他必要な事項 | 適  否 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 10　利用料等の受領 | （１）**法定代理受領サービスに該当**する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。　◆平１８厚令３４第７１条第１項 | 適  否 | 領収証等で1割・２割・３割負担を確認できるか  償還払対象で10割徴収の事例【有・無】  左記①～⑥の費用の支払いを受けている利用者  　　　人中  同意書  　　　人分有    医療費控除は適切に記載しているか。 |
| （２）**法定代理受領サービスに該当しない**指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。◆平１８厚令３４第７１条第２項 | 適  否 |
| （３）下記に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。  ◆平１８厚令３４第７１条第３項、第４項、第５項  ①　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用  ②　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合に要した交通費の額  ③　食事の提供に要する費用　　　④　宿泊に要する費用  ⑤　おむつ代　　　　　　　　　　⑥　その他の日常生活費 | 適  否 |
| ＜事業所で費用の支払いを受けている「⑥その他の日常生活費」の例を下記に記入＞  　・　　　　　　　　　　　　　　・  　・　　　　　　　　　　　　　　・  ・　　　　　　　　　　　　　　・  　※上記その他の日常生活費が、あいまいな名目（例：運営費、日常生活費、教養娯楽費等）となっていないか。  ⇒保険給付の対象サービスと重複関係がないことがわかるように、重説等で当該費用の具体的な内訳を示すことにより、利用者等に説明し、利用者等の希望（同意）を確認しているか。 |
| （４）利用者から、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分　されないあいまいな名目による費用の支払いを受けていないか。  ◆平１８解釈通知第３の四の４（４）②  　※　事業者により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供とは関係のないもの（利用者の嗜好品の購入等）については、その費用は「その他の日常生活費」と区別し、請求できる。 | 適  否  無 |
| ◎　当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。  この同意書による確認は、利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることで足りるが、以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときはその都度、同意書により確認するものとする。◆平１２老振７５、◆老健１２２連番 | 適  否 |
| ◎　上記①～⑥に掲げる費用に係るサービス以外のもので、個人の希望を確認した上で提供されるものについても、同様の取扱いが適当である。 | 適  否 |
| （５）サービス提供に要した費用につき、その支払を受ける際、次の領収証を交付しているか。　◆法第４１条第８項準用 | 適  否 |
| （６）領収証には、サービス提供について支払を受けた費用の額のうち、利用者負担額、食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。　◆施行規則第６５条準用 | 適  否 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 11　保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。　◆平１８厚令３４第３条の２０準用 | 適  否  無 | 法定代理受領サービス以外の利用者【有・無】 |
| 12　指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針  （予防除く） | （１）利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。◆平１８厚令３４第７２条第１項 | 適  否 | 【自主点検】有・無  【健康福祉サービス自己評価】有・無  ・　年　月　日実施  ・公表方法  掲示・HP・（　　）  【第三者評価】  　有・無 |
|  | （２）**サービスの質の評価**  自ら提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行っているか。　◆平１８厚令３４第７２条第２項 | 適  否 |  |
|  | （３）自己評価の結果を公表しているか。◆平１８厚令３４第７２条第２項 | 適  否 |  |
| 13　指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針  （予防除く） | （１）地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、妥当適切に行っているか。◆平１８厚令３４第７３条第１号 | 適  否 | 恒常的に週１程度の利用者、ほぼ毎日宿泊の利用者（重度が前提）【有・無】  上記有の場合、運営推進会議への報告・評価【有・無】 |
|  | ◎　週１回程度の利用でも算定可能だが、利用者負担等を勘案すれば合理的な利用ではないので、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要である。◆平１８解釈通知第３の四の４（５）① | 適  否 |  |
|  | ◎　宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられる。しかし、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適切にサービスが利用できるよう、利用調整を行うことが必要である。◆平１８解釈通知第３の四の４（５）① | 適  否 |  |
|  | *Ｈ19.2.19Ｑ＆Ａ　　問１５*  *問　小規模多機能型居宅介護では、サービスの提供回数に制限は設けてはならないと考えるが、登録者が事業者の作成した小規模多機能型居宅介護計画より過剰なサービスを要求する場合、事業所は登録者へのサービス提供を拒否することは可能か。*  *答　他の利用者との関係でサービスの利用調整を行う必要もあり、必ずしも利用者の希望どおりにならないケースも想定されるが、こうした場合には、利用者に対して希望に沿えない理由を十分に説明し、必要な調整を行いながら、サービス提供を行うことが必要である。* | | |
|  | （２）利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮しているか。◆平１８厚令３４第７３条第２号 | 適  否 |  |
|  | （３）小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように、機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。◆平１８厚令３４第７３条第３号 | 適  否 |  |
|  | （４）介護従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（目標及び内容や行事及び日課等も含む。）について、理解しやすいように説明を行っているか。◆平１８厚令３４第７３条第４号 | 適  否 | 過去1年間に身体拘束を行った件数  　　　件中  身体拘束の記録  　　　件分有  身体拘束廃止への取組【有・無】  左記については、減算規定有（サービス提供が過少である場合の減算） |
|  | （５）**身体的拘束等**  当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいないか。  　　◆平１８厚令３４第７３条第５号 | 適  否  無 |  |
|  | （６）**身体的拘束等の記録**  身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。  　　◆平１８厚令３４第７３条第６号 | 適  否  無 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 13　指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針  （続く）  （予防除く） | （７）通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いてはいないか（介護予防含む）。◆平１８厚令３４第７３条第７号  ◎「著しく少ない状態」とは･･･登録定員のおおむね３分の１以下  　　　◆平１８解釈通知第３の四の４（５）④ | 適  否 | 直近月の回数  　年　月：　　回 |
| （８）登録者に対して、通い、宿泊及び訪問サービスを合わせて概ね週４日以上行っているか（介護予防含む）。  　　◆平１８厚令３４第７３条第８号、平１８解釈通知第３の四の４（５）⑤  〔算出方法〕  　　　　回÷（　　　日×　　　人－　　　日）×７日＝　　　回  　サービス提供回数合計　算定月の日数　登録者数　月途中利用開始(終了)利用開始前（終了後）日数 | 適  否 |
| ◎　訪問サービスは、身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えない。◆平１８留意事項通知第２の５（３）①ロ | 適  否 |
| ◎　通いサービスについて、１人の登録者が１日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定を可能とする。  　　◆平１８留意事項通知第２の５（３）①イ | 適  否 |
| ◎　宿泊サービスについて、１泊を１回として算定すること。但し、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを１回とし、計２回として算定すること。◆平１８留意事項通知第２の５（３）①ハ | 適  否 |
| *Ｈ21.3.23Ｑ＆Ａ　　問１２７*  *問　サービス提供が過小である場合の減算の取扱いについて、電話による見守りをサービス提供回数に含めることは可能か。*  *答　利用者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合は、サービス提供回数に含めることは可能であるが、電話による見守りはサービス提供回数に含めることはできない。* | 適  否 |
| （９）通いサービス及び訪問サービスを提供しない日でも、電話による見守り等、利用者対して何らかの形で関わっているか。  ◆平１８解釈通知第３の四の４（５）⑤ | 適  否 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | 点検 | 備考 |
| 14　居宅サービス計画の作成  （予防除く） | （１）管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。◆平１８厚令３４第７４条第１項 | | 適  否 |  |
| （２）登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行っているか。◆平１８厚令３４第７４条第２項 | | 適  否 | 利用者  　　　人中  居宅ｻｰﾋﾞｽ計画  　　　人分有  左記①～⑥が各記録で確認できるか |
| 〔指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱方針の主な概要〕 | |  |
|  | ①　**利用者の居宅訪問及び面接による課題把握（アセスメント）**  （記録類）支援経過記録、アセスメントシート等 | 適  否 |
|  | ②　居宅サービス計画原案の作成 | 適  否 |
|  | ③　担当者の情報共有及び居宅サービス計画原案に対する意見聴取のための**サービス担当者会議の開催**  　　（記録類）支援経過記録、サービス担当者会議の要点等  　　（福祉用具貸与事業所等他事業所の担当者も含め、全担当職種に意見聴取ができているか。） | 適  否 |
|  | ④　利用者に対する居宅サービス計画原案の**説明**及び文書による**同意**並びに居宅サービス計画書の**交付**  （説明、同意、交付が記録で確認できるか。） | 適  否 |
|  | ⑤　少なくとも月1回の利用者の居宅訪問による**居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）**及びモニタリング結果の記録  　　（記録類）支援経過記録、モニタリングシート等 | 適  否 |
|  | ⑥　以下の場合の**サービス担当者会議の開催**  　　イ　要介護更新認定を受けた場合  　　ロ　要介護状態区分の変更の認定を受けた場合  　　（記録類）支援経過記録、サービス担当者会議の要点等 | 適  否 |
| *Ｈ19.2.19Ｑ＆Ａ　　問１４*  *問　小規模多機能型居宅介護は、あらかじめサービスの利用計画を立てていても、利用日時の変更や利用サービスの変更(通いサービス→訪問サービス）が多いが、こうした変更の後に、「居宅サービス計画」のうち週間サービス計画表（第3表）やサービス利用票(第7表）等を再作成する必要があるのか。*  *答　当初作成した「居宅サービス計画」の各計画表に変更がある場合には、原則として、各計画表の変更を行う必要があるが、小規模多機能型居宅介護は、利用者の様態や希望に応じた弾力的なサービス提供が基本であることを踏まえ、利用者から同意を得ている場合には、利用日時の変更や利用サービスの変更（通いサービス→訪問サービス）の度に計画の変更を行う必要はなく、実績を記載する際に計画の変更を行うこととして差し支えない。* | | | |
| 15　法定代理受領サービスに係る報告 | 毎月、市町村（国民健康保険団体連合会）に対して、給付管理票を提出しているか。◆平１８厚令３４第７５条 | | 適  否 |  |
| 16　利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 | 登録者が他の指定小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合、その他登録者からの申出があった場合、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。◆平１８厚令３４第７６条 | | 適  否 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 17　小規模多機能型居宅介護計画の作成  （予防除く） | ①　**計画作成担当者**  管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させているか。◆平１８厚令３４第７７条第１項 | 適  否 | 利用者  　　　人中  介護計画  　　　人分有  ②利用者の多様な活動の確保に努めた計画となっているか  【はい・いいえ】  ③アセスメント記録  【有・無】  ⑤介護計画  　　　人分中  説明・同意の署名  　　　人分有  交付の署名等記録  　　　人分有  ⑦モニタリング・介護計画の見直し頻度  ⇒概ね　　箇月ごと |
| ②　**多様な活動の確保**  介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動（地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等）の確保に努めているか。  ◆平１８厚令３４第７７条第２項、平１８解釈通知第３の四の４（９）② | 適  否 |
| ③　**計画の作成**  介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成しているか。◆平１８厚令３４第７７条第３項 | 適  否 |
| ④　利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っているか。◆平１８厚令３４第７７条第３項 | 適  否 |
| ⑤　**計画の説明・同意**  介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。  ◆平１８厚令３４第７７条第４項 | 適  否 |
| ⑥　**計画の交付**  介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付しているか。◆平１８厚令３４第７７条第５項 | 適  否 |
| ⑦　**計画の変更**  介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後、実　施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行っているか。◆平１８厚令３４第７７条第６項 | 適  否 |
| ⑧　⑦の計画の変更について、②～⑥の規定を準用しているか。  　　◆平１８厚令３４第７７条第７項 | 適  否 |
| ⑨　**短期利用居宅介護費を算定する場合**  短期利用居宅介護費を算定する場合で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画に基づきサービスを提供している場合、居宅介護サービス計画を作成している居宅介護支援事業所から小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を提供することに協力するよう努めているか。◆平１８解釈通知第３の四の４（９）④ | 適  否  無 |
| *Ｈ24Ｑ＆Ａ　Vol.２ 問27　（抜粋）*  *居宅サービス計画と小規模多機能型居宅介護計画に記載する内容が重複する場合は、いずれかの計画に当該内容を記載する。*  *なお、小規模多機能型居宅介護の居宅サービス計画等の様式については、「小規模多機能型居宅介護のケアマネジメントについて（ライフサポートワーク）」として調査研究事業の成果がとりまとめられており、こうした様式例等も参考とし、適宜活用されたい。* | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 18 介護等  （予防除く） | （１）利用者の心身の状況に応じ、利用者が自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るように、利用者の人格に十分配慮して介護サービスを提供し、必要な支援を行っているか。  　◆平１８厚令３４第７８条第１項 | 適  否 |  |
| （２）利用者の負担により、小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。ただし、小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。◆平１８厚令３４第７８条第２項、平１８解釈通知第３の四の４（１０）② | 適  否 |  |
| （３）食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等は、可能な限り利用者と介護従業者が共同で行うように努めているか。◆平１８厚令３４第７８条第３項、平１８解釈通知第３の四の４（１０）③ | 適  否 |  |
| *Ｈ18.9.4Ｑ＆Ａ　　問３７*  *小規模多機能型居宅介護の訪問サービスには、いわゆる指定訪問介護の身体介護のうち通院・外出介助（公共交通機関等での通院介助）も含まれる。*  *Ｈ19.2.19Ｑ＆Ａ　　問１２*  *通いサービスや宿泊サービスを利用している利用者が、小規模多機能型居宅介護事業所において、訪問看護を利用することは認められない（訪問看護は、利用者の居宅において提供されるものであり、小規模多機能型居宅介護事業所に看護師が出向くような利用形態は認められない）。* | | |
| 19 社会生活上の便宜の提供等  （予防除く） | （１）利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めているか。◆平１８厚令３４第７９条第１項 | 適  否 | 会報の送付  【有・無】  行事参加の呼びかけ【有・無】 |
| （２）利用者が日常生活を営む上で必要な郵便、証明書等の交付申請等、行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しているか。◆平１８厚令３４第７９条第２項 | 適  否  無 |
| （３）会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。◆平１８厚令３４第７９条第３項 | 適  否 |
| 20　利用者に関する市町村への通知 | 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。◆平１８厚令３４第３条の２６準用  ①　正当な理由なしに指定小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  ②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けよう　としたとき。 | 適  否  無 | 左記①又は②に該当する利用者  【有・無】 |
| 21 緊急時の対応 | 介護従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。◆平１８厚令３４第８０条  ◎　協力医療機関について　◆平１８解釈通知第３の四の４（１２）  　ア　通常の事業の実施地域内にあることが望ましい。  イ　緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 | 適  否 | ﾏﾆｭｱﾙ【有・無】  協力医療機関名  （　　　　　　　）  協定書【有・無】 |
| 22　管理者の責務 | （１）**業務の一元管理**  管理者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行っているか。◆平１８厚令３４第２８条第１項、平１８解釈通知第３の二の二の３（４）準用 | 適  否 | 管理者が掌握しているか。 |
| （２）**法令遵守の指揮命令**  管理者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  　　◆平１８厚令３４第２８条第２項準用 | 適  否 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 23 運営規程 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。◆平１８厚令３４第８１条、平１８解釈通知第３の四の４（１３）  　事業の目的及び運営の方針  　従業者の職種、員数及び職務の内容  　　◎　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、第２において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（第４の１に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）  ◆平１８解釈通知第３の一の４（２１）①  　営業日（365日）及び営業時間（訪問サービス：24時間  通いサービス・宿泊サービス：営業時間）  　　※　休業日を設けることは認められない。  　登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員  指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他費用の額  　通常の事業の実施地域  　　◎　客観的にその区域が特定されるものとすること。  　サービス利用に当たっての留意事項  　緊急時等における対応方法  　非常災害対策  　虐待の防止のための措置に関する事項  ◎　本主眼事項第４の３３の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。◆平１８解釈通知第３の一の４（２１）⑥  　その他運営に関する重要事項  　　（苦情処理体制、事故発生時の対応、個人情報保護、  非常災害対策、暴力団等の排除等） | 適  否 | 直近改正  年　月  変更届の【有・無】  ★実際の運用との整合性【適・否】  ★重説と不整合ないか【適・否】  □職員の員数  □営業日・営業時間  □通常の事業の実施地域  □利用料・その他費用  ★その他費用について金額を明示しているか（実費でも可）【適・否】  虐待の防止のための措置に関する事項については、令和６年３月３１日までは努力義務（経過措置） |
| 24　勤務体制の確保等 | （１）**勤務体制の確保**  事業所ごとに、介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にした勤務表を月ごとに作成しているか。◆平１８厚令３４第３０条第１項準用、平１８解釈通知第３の二の二の３（６）①準用 | 適  否 | 各月の勤務表  【有・無】  以下内容がわかるか  □事業所毎の作成か  □日々の勤務時間  □常勤・非常勤の別  □兼務関係  ※日ごとの通い・宿泊の利用者数、介護従業者の日中の勤務時間、夜間及び深夜の勤務の時間、宿直配置者がわかるように記載し、人員基準を満たしているか確認できるようにする。  研修計画【有・無】  基準上必要な研修を計画的に行っているか。  研修実施記録  【有・無】  （実施日時、参加者、配布資料、欠席者への伝達方法） |
| （２）**従業者によるサービス提供**  指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者によってサービスが提供されているか。◆平１８厚令３４第３０条第２項準用  　※　ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない、調理、洗濯等については委託等できる。◆平１８解釈通知第３の二の二の３（６）②準用 | 適  否 |
| （３）**従業者の資質向上の機会の確保**  介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。◆平１８厚令３４第３０条第３項準用   |  |  | | --- | --- | | 前年度の研修の状況 | | | 内部研修　　　　　回 | （欠席者への周知　有・無） | | ＜主な研修内容＞ | | | 外部研修　　　　回 | （伝達研修の実施　有・無） | | ＜主な研修内容＞ | | | 適  否 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | | 点検 | 備考 |
| 24　勤務体制の確保等  　（続き） | （４）**認知症介護基礎研修**  すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。◆平１８厚令３４第３０条第３項準用  ◎　当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、同条第３項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。平１８解釈通知第３の二の二の３（６）③準用 | | | 適  否 | 認知症介護基礎研修（外部研修）の受講については令和６年３月３１日までは努力義務（経過措置） |
| （５）**ハラスメント対策**  適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  ◆平１８厚令３４第３０条第４項準用  ◎　事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 | | | 適  否 | ハラスメント対策の実施  　【　有・無　】  カスタマーハラスメント対策の実施  【　有　・　無　】 |
|  | イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容  事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 | | 適  否 |
|  |  | ａ　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 | 適  否 |
|  |  | ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 | 適  否 |
|  | なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24 号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30 条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が３００人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 | |  |
|  | ロ　事業主が講じることが望ましい取組について  パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。平１８解釈通知第３の一の４（２２）⑥準用 | | 適  否 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | 点検 | 備考 |
| 25　業務継続計画の策定等 | （１）**業務継続計画の策定**  感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。◆平１８厚令３４第３条の３０の２第１項準用  ◎　業務継続計画の策定等　平１８解釈通知第３の二の二の３（７）準用  ①　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定小規模多機能型居宅介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第３条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされている。  ②　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 | | 適  否 | 令和６年３月３１日までは努力義務  （経過措置） |
|  | イ　感染症に係る業務継続計画  ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  ｂ　初動対応  ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） |  | 業務継続計画の  有・無  周知の方法 |
|  | ロ　災害に係る業務継続計画  ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  ｃ 他施設及び地域との連携 |  |  |
| （２）**研修及び訓練**  従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。　◆平１８厚令３４第３条の３０の２第２項準用  ◎　**研修**の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。  ◎　**訓練**（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | | 適  否 | 研修の開催  年１回以上必要  実施日  　　年　　月　　日  新規採用時の研修の有無【有・無】  訓練の実施  年１回以上必要  実施日  　　年　　月　　日 |
| （３）**見直し**  定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。◆平１８厚令３４第３条の３０の２第３項準用 | | 適  否 | 見直しの頻度 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 26 定員の遵守 | （１）登録定員、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供をしていないか。  　　ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。  なお災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。◆平１８厚令３４第８２条第1項  　◎　「特に必要と認められる場合」としては、以下のような事例等が考えられる。◆平１８解釈通知第３の四の４（１４）  　　・登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合  　　・事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合  　　・登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービス利用者数が定員を超える場合  　　・上記に準ずる状況により特に必要と認められる場合 | 適  否 | 直近１年間の状況  最大登録者数  　　　　　人  １日あたりの最大利用者数（通い）  　　　　　人  １日あたりの最大利用者数（宿泊）  　　　　　人 |
| （２）過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画の終期までに限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。  　　◆平１８厚令３４第８２条第２項  　◎　市町村は、その運用に際して次に掲げる点のいずれにも適合することを要件とするとともに、当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の確保に努めることとする。  イ　指定小規模多機能型居宅介護事業所が人員及び設備に関する基準を満たしていること。  ロ　市町村が登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員の超過を認めた日から市町村介護保険事業計画の終期までの最大３年間を基本とする。ただし、次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、市町村が将来のサービス需要の見込みを踏まえて改めて検討し、新規に代替サービスを整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで延長を可能とする。◆平１８解釈通知第３の四の４（１４） | 適  否 |  |
| 27　非常災害対策 | （１）**非常災害にかかる計画の策定**  非常災害に際して必要な具体的計画を策定しているか。  　　◆平１８厚令３４第８２条の２第１項  ◎　非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に  規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地  震等の災害に対処するための計画をいう。◆平１８解釈通知第３の四の４（１６） | 適  否 | 消防計画【有・無】  風水害に関する計画【有・無】  地震に関する計画【有・無】 |
| （２）非常災害時の関係機関へ通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。◆平１８厚令３４第８２条の２第１項 | 適  否 |  |
| （３）**避難訓練の実施**  定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。  　　◆平１８厚令３４第８２条の２第１項 | 適  否 | 前年度の避難･救出訓練の実施日  　年　月　日  　年　月　日  （年2回以上の実施か） |
| （４）避難訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。◆平１８厚令３４第８２条の２第２項、平１８解釈通知第３の四の４（１６） | 適  否 |
| （５）防火管理者又は防火管理についての責任者を置いているか。  　◎　消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあってはその者に行わせること。  　　また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせること。◆平１８解釈通知第３の四の４（１６） | 適  否 | 防火管理者  氏名  講習修了証  【有・無】 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | 点検 | 備考 |
| 28 協力医療機関等 | （１）あらかじめ、協力医療機関・協力歯科医療機関を定めているか。　◆平１８厚令３４第８３条第１項、第２項 | | 適  否 | 協力医療機関名  （　　　　　　）  協力歯科医療機関名  （　　　　　　）  後方支援施設名  （　　　　　　）  上記医療機関・施設との契約書【　有・無　】 |
| （２）協力医療機関・協力歯科医療機関は事業所から近距離にあるか。  ◆平１８解釈通知第３の四の４（１８）① | | 適  否 |
| （３）サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。◆平１８厚令３４第８３条第３項 | | 適  否 |
| ◎　利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力　を得るため、当該協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。◆平１８解釈通知第３の四の４（１８）② | | 適  否 |
| 29　衛生管理等 | （１）利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。◆平１８厚令３４第３３条第１項準用  ◎　次の点に留意すること。◆平１８解釈通知第３の二の二の３（９）①準用 | | 適  否 | マニュアル【有・無】 |
|  | イ　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について  必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 | 適  否 |
|  | ロ　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 | 適  否 |
|  | ハ　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 | 適  否 |
| （２）当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。（経過措置あり）◆平１８厚令３４第３３条第２項準用  　◎　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。なお、当該義務付けの適用に当たっては、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31日までの間は、努力義務とされている。　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（９）②準用 | | 適  否 | 令和６年３月３１日までは努力義務（経過措置） |
|  | ア　**感染症対策委員会**  当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ◎　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。  感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 | 適  否 | 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  おおむね６月に１回開催が必要  開催日  　年　月　日  　年　月　日  結果の周知方法  感染対策担当者名  （　　　　　　） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | 点検 | 備考 |
| 29　衛生管理等（続き） |  | イ　**指針の整備**  当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  ◎ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針  当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 | 適  否 | 指針の有・無 |
|  | ウ　**研修及び訓練の実施**  当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。  ◎ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練  従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。  なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。  また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | 適  否 | 研修及び訓練の開催  年１回以上必要  開催日  　　年　　月　　日  新規採用時の研修の有無  【　有　・　無　】 |
| 30 掲示 | （１）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。◆平１８厚令３４第３条の３２第1項準用  　◎　掲示内容は以下のとおり　◆平１１老企２５第３の一３（２４）①  ☐　運営規程の概要、　☐　従業者の勤務体制  ☐　事故発生時の対応　☐　苦情処理の体制  ☐　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）　等  の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項  次に掲げる点に留意すること。  イ　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。  ロ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、訪問介護員等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 | | 適  否 | 掲示【有・無】  掲示でない場合は代替方法確認  苦情対応方法も掲示あるか |
| （２）上記重要事項を事業所に備え付け、かつこれをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。  ◆平１８厚令３４第３条の３２第２項準用 | | 適  否 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 31　秘密保持等 | （１）事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。◆平１８厚令３４第３条の３３第１項準用 | 適  否 | 従業者  　　　人中  誓約書  　　　人分有  利用者  　　　人中  個人情報使用同意書  　　　人分有  ★家族の個人情報を用いる場合、家族の同意が得たことが分かる様式であるか  【適・否】 |
| （２）**従業者の秘密保持の誓約**  事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。◆平１８厚令３４第３条の３３第２項準用    ◎　具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を従業者の雇用契約時に取り決め、例えば違約金についての定めをしておくなどの措置を講ずべきこと。◆平１８解釈通知第３の一の４（２６）②準用  　※　予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第１６条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実に生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。 | 適  否 |
| （３）**利用者等の個人情報提供の同意**  サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。◆平１８厚令３４第３条の３３第３項準用  　◎　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。◆平１８解釈通知第３の一の４（２６）③準用 | 適  否 |
| 32　広告 | 事業所についての広告は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。◆平１８厚令３４第３条の３４準用 | 適  否  無 | パンフレット等内容  【適・否】 |
| 33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。◆平１８厚令３４第３条の３５準用 | 適  否  無 |  |
| 34 苦情処理 | （１）**必要な措置**◆平１８厚令３４第３条の３６第１項準用、平１８解釈通知第３の一の４（２８）①準用  提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 | 適  否 | マニュアル  【有・無】  苦情受付窓口  【有・無】  苦情相談窓口、処理体制・手順等の掲示  【有・無】  苦情記録【有・無】  直近１年　　　件  市町村調査  【有・無】  直近年月日    国保連調査  【有・無】  直近年月日 |
| （２）**苦情の記録**◆平１８厚令３４第３条の３６第２項準用  苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 適  否 |
| （３）**市町村の調査**  提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆平１８厚令３４第３条の３６第３項準用  　◎　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うこと。◆平１８解釈通知第３の一の４（２８）②準用 | 適  否  無 |
| （４）市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しているか。◆平１８厚令３４第３条の３６第４項準用 | 適  否  無 |
| （５）**国保連からの指導・助言**  提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平１８厚令３４第３条の３６第５項準用 | 適  否  無 |
| （６）国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。◆平１８厚令３４第３条の３６第６項準用 | 適  否  無 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | 点検 | 備考 |
| 35 調査への協力等 | （１）市町村が定期的又は随時行う調査に協力しているか。  　　◆平１８厚令３４第８４条、平１８解釈通知第３の四の４（１９） | | 適  否 |  |
| （２）市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平１８厚令３４第８４条 | | 適  否 |  |
| （３）事業者は、運営規程の概要や勤務体制、管理者及び介護支援専門員等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について自ら一般に公表しているか。◆平１８解釈通知第３の四の４（１９） | | 適  否 |  |
| 36　地域との連携等 | （１）**運営推進会議の開催**  利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センター職員、有識者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。◆平１８厚令３４第３４条第１項準用 | | 適  否 | 委員構成   |  |  | | --- | --- | | 委員 | 立場 | | 1 |  | | 2 |  | | 3 |  | | 4 |  | | 5 |  | | 6 |  | | 7 |  | | 8 |  |   過去1年間の運営推進会議開催　　回中  会議録　　回分有  利用者等　　回出席  地域住民　　回出席  市職員又は地域包括支援ｾﾝﾀｰ職員　回出席  主な議題   |  | | --- | |  |   会議録の公表方法：    運営推進会議の合同開催【有・無】 |
| ◎　運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（９）①準用 | | 適  否 |
| ◎　地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。◆平１８解釈通知第３の二の二の３（９）①準用 | |  |
| ◎　指定認知症対応型共同生活介護事業所と指定小規模多機能型居宅介護事業者等を併設している場合においては、１つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。  　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（９）①準用 | | 適  否  無 |
| ◎　運営推進会議の効率化や、事業所間ネットワーク形成の促進等の観点から、次に揚げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（９）①準用  　　イ　利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報･プライバシーを保護すること。  　　ロ　同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。 | | 適  否  無 |
| （２）**自己評価及び外部評価の実施**  １年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行っているか。 | | 適  否 | ・自己評価　　月  ・運営推進会議に  　おいての外部評  　価　　月 |
| また、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行うこと。　◆平１８解釈通知第３の四の４（１８）  　　◎　実施に当たっては以下の点に留意すること。 | | 適  否  無 |
|  | イ　自己評価は①事業所の全ての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、②その上で他の従業者の振り返り結果を事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組について話し合いを行うことにより、事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。 | 適  否 | ・左記のイ～ホの項目に留意しながら実施しているか。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | 点検 | 備考 |
| 36　地域との連携等  　（続き） |  | ロ　外部評価は運営推進会議において、事業所が行った自己評価結果に基づき、事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。 | 適  否 |  |
|  | ハ　このようなことから、運営推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要である。 | 適  否 |
|  | ニ　自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの記載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。 | 適  否 |
|  | ホ　指定小規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成２５年度老人保健健康増進事業「運営推進会議等を活用した小規模多機能型居宅介護の質の向上に関する調査研究事業」（特定非営利活動法人全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこと。 | 適  否 |
| （３）**運営推進会議の記録の公表**  運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録を作成し公表しているか。◆平１８厚令３４第３４条第２項準用 | | 適  否 |
| *Ｈ27.４.1Ｑ＆Ａ　　問１６０*  *小規模多機能型居宅介護の運営推進会議には、地域密着型サービス基準が定める全てのメンバーが毎回参加することが必要か。*  *→　毎回全てのメンバーが参加しなければならないという趣旨ではなく、会議の議題に応じて適切な関係者が参加することで足りるものである。ただし、今年度より導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須である。*  *Ｈ27.４.1Ｑ＆Ａ　　問１６１*  *小規模多機能型居宅介護事業所が平成２７年度の評価について、改正前の制度に基づき、指定外部評価機関との間で既に実施契約を締結している場合、あくまでも改正後の手法により評価を行わなければならないのか。*  *→　平成２７年度に限り、指定外部評価機関との間で既に実施契約を実施している場合は、改正前の制度に基づく外部評価を実施した上で、当該評価結果を運営推進会議にて報告し公表することにより、改正省令に基づく評価を行ったものとみなして差し支えない。* | | | |
| （４）地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めているか。◆平１８厚令３４第３４条第３項準用 | | 適  否 |  |
| （５）利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。◆平１８厚令３４第３４条第４項準用  　◎　市町村が実施する事業には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。◆平１８解釈通知第３の一の４（２９）④準用 | | 適  否 |  |
| （６）事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者がいる場合、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めているか。◆平１８厚令３４第３４条第５項  　◎　本主眼第4の2の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならない。  ◆平１８解釈通知第３の一の４（２９）⑤準用 | | 適  否  無 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 37　居住機能を担う併設施設等への入居 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、その他の施設へ入所等を希望した場合、円滑に入所等が行えるよう、必要な措置を講じているか。◆平１８厚令３４第８６条 | 適  否  無 |  |
| 38 事故発生時の対応 | （１）利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。◆平１８厚令３４第３条の３８第１項準用 | 適  否 | ﾏﾆｭｱﾙ【有・無】  重大事故(市報告対象事故)  　　　件中  市事故報告済み  　　　件  事故記録【有・無】  直近１年　　　件  事例分析しているか  ﾋﾔﾘﾊｯﾄ【有・無】  直近１年　　　件  損害賠償事例  【有・無】  賠償保険加入  【有・無】  保険名： |
| （２）事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。◆平１８厚令３４第３条の３８第２項準用  ◎　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止対策を講じること。◆平１８解釈通知第３の一の４（３０）③準用 | 適  否  無 |
| （３）利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。  　　　◆平１８厚令３４第３条の３８第３項準用 | 適  否  無 |
| （４）利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めているか。  　◆平１８解釈通知第３の一の４（３０）①準用 | 適  否 |
| （５）賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有しているか。◆平１８解釈通知第３の一の４（３０）②準用 | 適  否 |
| 39　虐待の防止 | 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。◆平１１厚令３４第３条の３８の２準用    　◎　虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。  虐待の未然防止  事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第３条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。  虐待等の早期発見  事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。  虐待等への迅速かつ適切な対応  虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。  以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。  なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第２条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31日までの間は、努力義務とされている。 | 適  否 | 令和６年３月３１日までは努力義務（経過措置）  ※研修実施は市条例によるため経過措置対象外。（主眼事項第１の１参照） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | 点検 | 備考 |
| 39　虐待の防止（続き） |  | ア　**虐待防止委員会**  当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ◎　虐待の防止のための対策を検討する委員会（第１号）  「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。  なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。  また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。  イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること  ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること  ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  ホ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること | 適  否 | 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無　【有・無】  虐待の防止のための指針の有無  【有・無】  虐待の防止のための研修  年１回以上必要  　　年　月　日  新規採用時の虐待の防止のための研修の有無  【有・無】  担当者名  （　　　　　　） |
|  | イ　**虐待の防止のため指針**  当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。  ◎　虐待の防止のための指針(第２号)  事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方  ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項  ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 | 適  否 |
|  | ウ　**虐待の防止のための研修**  当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  ◎　虐待の防止のための従業者に対する研修（第３号）  従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 | 適  否 |
|  | エ　**担当者**  上に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  ◎　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第４号）  事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。  ◆平１８解釈通知第３の一の４（３１）準用 | 適  否 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 40 会計の区分 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。◆平１８厚令３４第３条の３９条準用 | 適  否 | 事業別決算  【有・無】 |
| 41 記録の整備 | （１）従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。　　　　◆平１８厚令３４第８７条第１項 | 適  否 | 左記アからキの記録【有・無】 |
| （２）利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録（※）を整備し、その完結の日から２年間保存しているか。  ※　提供に関する記録　◆平１８厚令３４第８７条第２項  ア　居宅サービス計画  イ　小規模多機能型居宅介護計画  ウ　提供した具体的なサービスの内容等の記録  エ　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  オ　市町村への通知に係る記録  カ　苦情の内容等の記録  キ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  　　ク　運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録 | 適  否 |
| ◎　「その完結の日」とは、上記アからオまでの記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日、上記カの記録については、基準第34 条第１項の運営推進会議を開催し、同条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。  ◆平１８解釈通知第３の二の二の３（１３）準用 | 適  否 |
| 42　電磁的記録等 | （１）指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（本主眼事項第４の４及び次に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。　◆平１１厚令３４第１８３条第1項 | 適  否 |  |
| （２）指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。◆平１１厚令３４第１８３条第２項  ◎　電磁的記録について　◆平１８解釈通知第５の１  基準第183条第１項及び予防基準第90条第１項は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。  ⑴　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。  ⑵　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 | 適  否 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 42　電磁的記録等  （続き） | ①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  ②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  ⑶　その他、基準第183条第１項及び予防基準第90 条第１項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、⑴及び⑵に準じた方法によること。  ⑷　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  ◎　電磁的方法について　　◆平１８解釈通知第５の２  基準第183 条第２項及び予防基準第90条第２項は、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。  ⑴　電磁的方法による交付は、基準第３条の７第２項から第６項まで及び予防基準第11条第２項から第６項までの規定に準じた方法によること。  ⑵　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  ⑶　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  ⑷　その他、基準第183 条第２項及び予防基準第90条第２項において電磁的方法によることができるとされているものは、⑴から⑶までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。  ⑸　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | 適  否 |  |
| 第4の2  　運営に関する基準  <法第１１５条の１４第２項>  １　身体的拘束等の禁止 | （１）　サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか。  　　　◆平１８厚令３６第５３条第１項 | 適  否  無 | 過去1年間に身体拘束を行った件数  　　　件中  身体拘束の記録  　　　件分有  身体拘束廃止への取組【有・無】 |
| （２）　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。  ◆平１８厚令３６第５３条第２項 | 適  否  無 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 第4の３  　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準    １　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針 | （１）指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。◆平１８厚令３６第６５条第１項 | 適  否 |  |
| （２）自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。◆平１８厚令３６第６５条第２項平 | 適  否 |  |
| （３）利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。◆平１８厚令３６第６５条第３項 | 適  否 |  |
| （４）利用者が有する能力を最大限活用することができる方法によるサービス提供に努め、利用者が有する能力を阻害するような不適切なサービス提供を行わないよう配慮しているか。◆平１８厚令３６第６５条第４項  ◎　「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。◆平１８解釈通知第４の三２（１）③ | 適  否 |  |
| （５）利用者の意欲が高まるようコミュニケーションを十分に図ることをはじめ、様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。◆平１８厚令３６第６５条第５項 | 適  否 |  |
| （６）計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、サービスの改善を図っているか。  ◆平１８解釈通知第４の三２（１）④ | 適  否 |  |
| ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 | （１）主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を、的確に把握しているか。◆平１８厚令３６第６６条第１号 | 適  否 | 利用者  　　　人中  介護予防サービス計画  　　　人分有  介護計画  　　　人分有 |
| （２）介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準第30条（具体的取組方針）及び第31条（留意点）に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成しているか。◆平１８厚令３６第６６条第２号  　◎　介護支援専門員は、介護予防サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成しなければならない。  　　このため、介護支援専門員は、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）の職員が行う業務と同様の業務を行うことになる。  ◆平１８解釈通知第４の三２（２）① | 適  否 |
| （３）介護支援専門員は、主治医からの情報伝達や他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者との協議（サービス担当者会議）により、利用者の状況を把握・分析し、サービス提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、介護従業者と協議の上、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成しているか。また、上記計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っているか。◆平１８厚令３６第６６条第３号、平１８解釈通知三２（２）①  ※　介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。◆平１８解釈通知第４の三２（２）① | 適  否 | ｱｾｽﾒﾝﾄ記録  【有・無】  担当者会議の実施記録【有・無】  利用者の多様な活動の確保に努めた計画となっているか |
| （４）介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。◆平１８厚令３６第６６条第４号  　◎　「多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいうものである。◆平１８解釈通知第４の三２（２）② | 適  否 |  |
| （５）介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。◆平１８厚令３６第６６条第５号  　◎　実施状況や評価についても説明を行うこと。◆平１８解釈通知第４の三２（２）③ | 適  否 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針（続き） | （６）介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。◆平１８厚令３６第６６条第６号 | 適  否 |  |
|  | （７）介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。◆平１８厚令３６第６６条第８号 | 適  否 |  |
|  | （８）介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。◆平１８厚令３６第６６条第９号 | 適  否 | 介護計画  　　　人分中  説明・同意の署名  　　　人分有  交付の署名等記録  　　　人分有  モニタリング・介護計画の見直し頻度  ⇒概ね　　箇月ごと  モニタリング結果記録  　　　人分有 |
|  | （９）介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。  ◆平１８厚令３６第６６条第１０号 | 適  否 |  |
|  | （10）介護計画に基づくサービスの提供開始時から、介護計画に記載したサービス提供終了までに、少なくとも１回は介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、利用者の様態の変化等の把握を行っているか。◆平１８厚令３６第６６条第１３号 | 適  否 |  |
|  | （11）モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護計画の変更をしているか。◆平１８厚令３６第６６条第１４号 | 適  否 |  |
|  | （12）短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合で、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している事業者については、介護予防支援事業所から介護予防小規模多機能型居宅介護計画の求めがあった際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を提供することに協力するよう努めているか。◆平１８解釈通知第３の四４（９）④準用 | 適  否 |  |
| ３　介護等 | （１）介護は、利用者の心身の状況に応じ利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。  　　◆平１８厚令３６第６７条第１項 | 適  否 |  |
|  | （２）指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。  ◆平１８厚令３６第６７条第２項 | 適  否 |  |
|  | （３）食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等は、可能な限り利用者と介護従業者が共同で行うようにしているか。  ◆平１８厚令３６第６７条第３項、平１８解釈通知第４の三２（３）③ | 適  否 |  |
| ４　社会生活上の便宜の提供等 | （１）画一的なサービスを提供するのではなく、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めているか。◆平１８厚令３６第６８条第１項、◆平１８解釈通知第４の三２（４）① | 適  否 |  |
|  | （２）利用者が日常生活を営む上で必要な郵便、証明書等の交付申請等、行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しているか。◆平１８厚令３６第６８条第２項、平１８留意事項通知第４の三２（４）② | 適  否 | 左記事例【有・無】 |
|  | （３）会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。  ◆平１８厚令３６第６８条第３項、平１８留意事項通知第４の三２（４）③ | 適  否 |  |
| 第5　変更　の届出等  ＜法第７８条の５＞  ＜法第１１５条の１５＞ | 当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則第131条の13で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を事業所の所在地を管轄する市長に届け出ているか。 | 適  否  無 |  |
|  | 事業所の名称及び所在地その他施行規則第140条の30で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内にその旨を市長に届け出ているか。◆施行規則第１４０条の３０ | 適  否  無 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 第6　介護給付費の算定及び取扱い  1　基本的事項  ＜法第４２条の２第２項＞ | （１）事業に要する費用の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。◆平１８厚告１２６の１  ◎　ただし、事業者が事業所ごとに所定単位数よりも低い単位数を設置する旨を事前に市に届け出た場合はこの限りではない。◆平１２老企３９ | 適  否 | 【割引の有・無】  あれば割引率と条件確認。  市５級地区分  １０．５５円 |
|  | （２）事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。◆平１８厚告１２６の２  　◎　１単位の単価は、10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合（別表２）を乗じて得た額とする。 | 適  否 |  |
|  | （３）１単位の単価に単位数を乗じて得た額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。◆平１８厚告１２６の３ | 適  否 |  |
| ＜法第５４条の２第２項＞  主眼事項第６のうち、10、13、14、15を除く全てを、介護予防小規模多機能型居宅介護に準用する。  ただし、「小規模多機能型居宅介護」は「介護予防小規模多機能型居宅介護」と、「介護予防小規模多機能型居宅介護」は「小規模多機能型居宅介護」と、「要介護」は「要支援」と読み替える。◆平１８厚告１２８、平１８留意事項通知 | （１）事業に要する費用の額は、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。◆平18厚告１２８の一 | 適  否  無 |  |
|  | （２）登録者（事業所と同一建物に居住する登録者を除く）の要支援状態区分に応じて登録している１月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。◆平１８厚告１２８の別表２注１ | 適  否  無 |  |
| 1-1　通則  (1)常勤換算方法 | 暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第２位以下を切り捨てる。  なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に１割の範囲内で減少した場合は、１月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなす。◆平１８留意事項第２の１（７） | 適  否 | 育休や短時間勤務制度等を利用している従業員がいる場合の常勤（換算）は通知やQ＆Aどおりか。 |
|  | *Ｈ27.4.1Ｑ＆Ａ　　問１*  *問　各加算の算定要件で「常勤」の有資格者の配置が求められている場合「育児・介護休業法」の所定労働時間の短縮措置の対象者について、常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間としているときは、当該対象者については、30時間勤務することで「常勤」として取り扱って良い。* | 適  否 |  |
| (2)サービス種類相互の算定関係 | （１）利用者が小規模多機能型居宅介護を受けている間に、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費が算定されていないか。◆平１８留意事項第２の１（２） | 適  否  無 | 左記の算定事例【有・無】  左記の算定事例【有・無】 |
|  | （２）登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護サービスを受けている間に、小規模多機能型居宅介護費を算定していないか。  ◆平１８厚告１２６別表４注５、平１８留意事項第２の１（２） | 適  否  無 |  |
|  | （３）　登録者が一の指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定小規模多機能型居宅介護を受けている間は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、小規模多機能型居宅介護費は、算定していないか。  ◆平１８厚告１２６別表４注６ | 適  否  無 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | 点検 | 備考 |
| (3)「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法 | ①　加算の算定要件として「「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」（平成５年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）に規定する「認知症高齢者の日常生活自立度」（以下「日常生活自立度」という。）を用いる場合の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書（以下「判定結果」という。）を用いるものとしているか。  ◆平１８留意事項第２の１（１２） | | 適  否 | 認知症加算の算定【有・無】  決定方法はいずれか  ・医師の判定結果  ・主治医意見書  ・認定調査票  計画に以下の記載あ  るか  ・判定結果  ・判定医師  ・判定日 |
| ◎　①の判定結果は、判定した医師名、判定日と共に、居宅サービス計画又は各サービスのサービス計画に記載するものとする。また、主治医意見書とは、「要介護認定等の実施について」（平成21年9月30日老発第0930第5号厚生労働省老健局長通知）に基づき、主治医が記載した同通知中「３ 主治医の意見の聴取」に規定する「主治医意見書」中「３．心身の状態に関する意見 (1) 日常生活の自立度等について・認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載をいうものとする。なお、複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いるものとする。 | | 適  否 |
| ◎　医師の判定が無い場合（主治医意見書を用いることについて同意が得られていない場合を含む。）にあっては、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「２(4)認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票（基本調査）」７の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。 | | 適  否 |
| 2　算定基準 | １　**小規模多機能型居宅介護費** | |  |  |
|  | (1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合  　　　指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（当該事業所と同一建物に居住する者を除く。）について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間１月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。　◆平１８厚告１２６別表４イ（１）注１ | 適  否 |
|  | (2) 同一建物に居住する者に対して行う場合  　　　指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間１月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。  　　◆平１８厚告１２６別表４イ（２）注２ | 適  否 |
| ◎　小規模多機能型居宅介護費の算定について　◆平１８留意事項第２の５（１）  ①　小規模多機能型居宅介護費は、当該小規模多機能型居宅介護事業所へ登録した者について、登録者の居住する場所及び要介護度区分に応じて、登録している期間１月につきそれぞれ所定単位数を算定する。  **月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合**には、登録していた期間（登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定することとする。  　　　また、**月途中から小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物から同一建物ではない建物に転居した場合**には、居住していた期間に対応した単位数を算定することとする。  　　　これら算定の基礎となる「登録日」とは、利用者が小規模多機能型居宅介護事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日とする。また、「登録終了日」とは、利用者が小規模多機能型居宅介護事業者との間の利用契約を終了した日とする。 | | 適  否 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 2　算定基準 | ②　「同一建物」とは、当該小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外見上、一体的な建築物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を指すものであり、具体的には、当該建物の１階部分に小規模多機能型居宅介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。  また、ここでいう同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。 | 適  否  無 |  |
| ２　**短期利用居宅介護費**  　　別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合するものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、登録者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。　◆平１８厚告１２６別表４ロ注３  　注　別に厚生労働大臣が定める基準　◆平２７厚告９５第５４号  　　　次に掲げる基準のいずれにも該当すること。  　　イ　利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護支援事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。  　　ロ　利用の開始に当たって、あらかじめ７日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。  　　ハ　指定地域密着サービス基準第63条に定める従業者の員数を置いていること。  　　ニ　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が小規模多機能型居宅介護費の注４（過少サービスに対する減算）を算定していないこと。  　◎　上記注に規定する基準を満たす事業所において算定できるものである。◆平１８留意事項第２の５（２）①  　◎　宿泊室については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービスの利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること。◆平１８留意事項第２の５（２）② | 適  否  無 |  |
|  | *Ｈ18.9.4Ｑ＆Ａ　　問４２*  *問　入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用し得ない月であっても、小規模多機能型居宅介護費の算定は可能か。*  *答　登録が継続しているなら、算定は可能であるが、お尋ねのような場合には、サービスを利用できないのに利用者負担が生じることに配慮して、基本的には、一旦契約を終了すべきである。*  *Ｈ18.9.4Ｑ＆Ａ　　問４４*  *養護老人ホームは措置費の下で施設サービスとして基礎的な生活支援が行われているところであり、養護老人ホームの入所者が指定小規模多機能型居宅介護を利用することは想定しておらず、介護報酬は算定できない。* | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 3　登録者数が登録定員を超える場合 | 登録者（当該事業者が介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における各事業の利用者。以下同じ。）の数が市長に提出した運営規程に定められている登録定員を超えた場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。　　◆平１８厚告１２６別表４注１～３、平１２厚告２７第７号イ、平１８留意事項第２の１（６） | 適  否  無 | 定員超過がある場合、減算対象とならなくとも運営基準上の定員遵守違反 |
| ◎　この場合の登録者の数は、1月間（暦月）の登録者数の平均を用いる。この場合1月間の登録者の数の平均は、当該月の全登録者の延人数を当該月の日数で除して得た数とする。この平均登録者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。 | 適  否 |
| ◎　登録者の数が定員を超えた事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、登録者全員について所定単位数が減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。 | 適  否 |
| ◎　市長は、定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導する。当該指導に従わず、定員超過利用が２月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。 | 適  否 |
| ◎　災害の受け入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。 | 適  否 |
| ◎　小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護において、過疎地域その他これに類する地域であって、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に限り、人員及び設備に関する基準を満たすことを要件に、登録定員を超えてサービス提供を行うことが例外的に認められるが、当該定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月から所定単位数の減算を行うことはせず、一定の期間（市町村が登録定員の超過を認めた日から市町村介護保険事業計画の終期までの最大３年間を基本とする。ただし、次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、市町村が新規に代替サービスを整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで延長が可能とする。）に限り所定単位数の減算を行わないこととする。 | 適  否 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 4　従業者の員数が基準を満たさない場合 | 従業者の員数が、指定地域密着型サービス基準第63条に定める員数を満たさない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。◆平１８厚告１２６別表４注１～３、平１２厚告２７第７号ロ、平１８留意事項第２の１（８） | 適  否  無 | 前年度の利用者数の平均  （　　　　　）人  ※小数第2位以下切上げ  【左記但書き以下の例外規定の事例の有・無】 |
| ◎　人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数は当該年度の前年度（4月1日～3月31日）の平均を用いる。（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。）この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用数の延数（1日ごとの同時に通いサービスの提供を受けた者の数の最大値を合計したもの）を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては小数点第２位以下を切り上げるものとする。 | 適  否 |
| ◎　介護従業者の人員基準欠如に係る減算の取扱い  　　①　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算される。  　②　１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。 | 適  否 |
| ◎　看護職員の人員基準欠如に係る減算の取扱い  　　　翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。 | 適  否 |
| ◎　夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員の人員基準欠如に係る減算の取扱い  　　その翌月において利用者全員について所定単位数を減算される。  　　イ　当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が基準に定める員数に満たない事態が２日以上連続して発生した場合  　　ロ　当該従業者が勤務すべき時間帯において職員数が基準に満たない事態が４日以上発生した場合 | 適  否 |
| ◎ 介護支援専門員の人員基準欠如に係る減算の取扱い  介護支援専門員を配置していない場合は、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。  ただし、研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合に、介護支援専門員を新たに配置し、かつ、研修の申込を行い、研修を修了することが確実に見込まれるときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとする。なお、当該介護支援専門員が受講予定の研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月から減算を行うこととするが、当該計画作成担当者の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ないものである場合であって、当該離職等の翌々月までに、研修を修了することが確実に見込まれる計画作成担当者を新たに配置したときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとすることも差し支えない。 | 適  否 |
| ◎　市長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員の見直し、事業の休止等を指導する。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。 | 適  否 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 5 過少サービスに対する減算 | 小規模多機能型居宅介護費（短期利用居宅介護費を除く。）については、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者（短期利用者居宅介護費を算定する者を除く。）１人当たり平均回数が、週４回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。◆平１８厚告１２６別表４イ注４  ◎　サービス提供が過少である場合の減算について◆平１８留意事項通知第２の５（３）  　① 「登録者1人当たり平均回数」は、暦月ごとに以下のイからハまでの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、7を乗ずることによって算定するものとする（介護予防事業を一体的に運営されている場合は介護予防の数も含む）。  　　イ　通いサービス  　　　　1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定を可能とする。  　　ロ　訪問サービス  　　　　1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。なお、小規模多機能型居宅介護サービスの訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。  　　ハ　宿泊サービス  　　　　宿泊サービスについては、1泊を1回として算定すること。  　　　　ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定すること。  *Ｈ21.3.23Ｑ＆Ａ　　問１２７*  *問　サービス提供が過小である場合の減算の取扱いについて、電話による見守りをサービス提供回数に含めることは可能か。*  *答　利用者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合は、サービス提供回数に含めることは可能であるが、電話による見守りはサービス提供回数に含めることはできない。*  　② 登録者が月の途中に利用を開始又は終了した場合にあっては、利用開始日の前日以前又は利用終了日の翌日以降の日数については、①の日数の算定の際に控除するものとすること。登録者が入院した場合の入院日（入院初日及び退院日を除く。）についても同様の取扱いとする。  　③ 市長は、サービス提供回数が過少である状態が継続する場合には、事業所に対し適切なサービスの提供を指導するものとする。 | 適  否  無 | □算定月における提供回数が登録者１人当たりの平均回数が週４回以上か。  □毎月の左記計算記録【有・無】  自主点検月　月  提供回数  イ通いサービス  　　　Ａ　　　回  ロ訪問サービス  　　　Ｂ　　　回  ハ宿泊サービス  　　　Ｃ　　　回  月途中利用開始(修了)者の利用開始前（終了後）日数  　　　Ｄ　　　回  Ａ＋Ｂ＋Ｃ　×７  月の日数×登録者数－Ｄ  ＝　　回　≧４か。 |
| 6　特別地域小規模多機能型居宅介護加算 | イについて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の小規模多機能型居宅介護従業者が指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、特別地域小規模多機能型居宅介護加算として、１月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。　　◆平１８厚告第１２６号別表４イ注７、平２４厚告１２０  ◎　「その一部として使用される事務所」とは、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等（以下「サテライト事業所」という。）とし、例えば、本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業所が離島等に所在する場合、本体事業所を業務の本拠とする従業者による小規模多機能型居宅介護は加算の対象とならず、サテライト事業所を業務の本拠とする小規模多機能型居宅介護従業者による小規模多機能型居宅介護は加算の対象となるものであること。◆平１８留意事項通知第２の２（５）準用 | 適  否  無 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | 点検 | 備考 |
| 7　中山間地域等における事業所加算 | 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の小規模多機能型居宅介護従業者が指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イについては１月につき、ロについては１日につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。　　◆平１８厚告第１２６号別表４イ注８、平２１厚告８３一  　◎　当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要がある。  ◆平１８留意事項通知第２の２（６）④準用 | | 適  否  無 |  |
| 8 中山間地域等サービス提供加算 | 小規模多機能型居宅介護費（短期利用居宅介護費を除く。）については、指定小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、１月につき所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。　◆平１８厚告１２６別表４イ注９、平２１厚告８３の二  　◎　この加算を算定する利用者については、当該利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合に要する交通費の支払いを受けることはできない。　　◆平１８留意事項通知第２の２（７）準用 | | 適  否  無 |  |
| 9 初期加算 | 規模多機能型居宅介護費（短期利用居宅介護費を除く。）については、事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、１日につき30単位を加算しているか。  （30日を超える病院又は診療所への入院後に指定小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も同様）◆平１８厚告１２６別表４ハ注 | | 適  否  無 | 過去１年間の新規入居者　　人 |
| *Ｈ19.2.19Ｑ＆Ａ　　問１３*  *問　小規模多機能型居宅介護事業所に登録していた利用者が、一旦登録を解除して、再度、解除日の2週間後に当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録する場合、初期加算は再登録の日から30日間算定することは可能か。*  *答　病院等に入院のため、小規模多機能型居宅介護事業所の登録を解除した場合で、入院の期間が30日以内のときは、再登録後に初期加算は算定することはできない。* | | | |
| 10 認知症加算  （予防除く） | 小規模多機能型居宅介護費（短期利用居宅介護費を除く。）については、別に厚生労働大臣が定める登録者（注）に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、１月につきそれぞれ所定単位数を加算する。　◆平１８厚告第１２６号別表４ニ注  　イ　認知症加算（Ⅰ）　　　800単位  　ロ　認知症加算（Ⅱ）　　　500単位  注　別に厚生労働大臣が定める登録者　◆平２７厚告９４第３８号 | | 適  否  無 | 算定者数（点検前月）  （Ⅰ）⇒　　　人  （Ⅱ）⇒　　　人  日常生活自立度及び決定方法確認  決定方法はいずれか  ・医師の判定結果  ・主治医意見書  ・認定調査票  「医師の判定結果」の場合、計画、支援経過等に以下の記載あるか  ・判定結果  ・判定医師  ・判定日 |
|  | イ　**認知症加算(Ⅰ)を算定すべき利用者**  日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者  　◎ 「日常生活に支障を来たすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する者を指すものとする。◆平１８留意事項通知第２の５（７） |
| ロ　**認知症加算(Ⅱ)を算定すべき利用者**  要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの  　◎　「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症者」とは、日常生活自立度のランクⅡに該当する者を指すものとする。◆平１８留意事項通知第２の５（７） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 11 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 短期利用居宅介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき200単位を所定単位数に加算する。  ◆平１８厚告第１２６号別表４ホ注  　◎　認知症行動・心理症状緊急対応加算について　◆平１８留意事項通知第２の５（８）  ①　「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すものである。  ②　本加算は、利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用（短期利用居宅介護費）が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始した場合に算定することができる。本加算は医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できるものとする。  この際、短期利用（短期利用居宅介護費）ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合にあっては、速やかに適当な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取り計らう必要がある。  ③　次に掲げる者が、直接、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始した場合には、当該加算は算定できないものであること。  ａ　病院又は診療所に入院中の者  ｂ　介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者  ｃ　認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者  ④　判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録しておくこと。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録しておくこと。  ⑤　７日を限度として算定することとあるのは、本加算が「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受け入れる際の初期の手間を評価したものであるためであり、利用開始後８日目以降の短期利用（短期利用居宅介護費）の継続を妨げるものではないことに留意すること。 | 適  否  無 | 医師の判断日  利用開始日  介護計画記載  【有・無】  利用開始から7日までの算定か  同意の署名・記録等  【有・無】  介護支援専門員、受け入れ事業所との連携　【有・無】  左記a～cのいずれかに該当する利用者に算定していないか |
| 12 若年性認知症利用者受入加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、若年性認知症利用者（介護施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった者をいう。）に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、１日につき800単位を所定単位数に加算しているか。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。◆平１８厚告第１２６号別表４ヘ  　注　厚生労働大臣が定める基準　　◆平２７厚告９５第１８号  　　　受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。  ◎ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。　◆平１８留意事項通知第２の３の２（１４）準用 | 適  否  無 | 担当者確認  認知症加算を併算定していないか。 |
| *Ｈ21Ｑ＆Ａ　Vol.１　問102*  *施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。人数や資格等の要件は問わない。*  *Ｈ21Ｑ＆Ａ　Vol.２　問24*  *個別の担当者は、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う上で中心的な役割を果たすものであるが、当該利用者へのサービス提供時に必ずしも出勤している必要はない。*  *Ｈ30.3.23　Ｑ＆Ａ　Vol.1　問４０*  *若年性認知症利用者受入加算について、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護のように月単位の報酬が設定されている場合、65歳の誕生日の前々日が含まれる月はどのように取り扱うのか。*  *→　本加算は65歳の誕生日の前々日までは対象であり、月単位の報酬が設定されている小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護については65歳の誕生日の前々日が含まれる月は月単位の加算が算定可能である。* | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | 点検 | 備考 |
| 13 看護職員配置加算  （予防除く） | 小規模多機能型居宅介護費（短期利用居宅介護費を除く。）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準（注）に適合しているものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1月につきそれぞれ所定単位数を加算しているか。  ただし、この場合において、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆平１８厚告第１２６号別表４ト注  　　イ　看護職員配置加算（Ⅰ）　　　900単位  　　ロ　看護職員配置加算（Ⅱ）　　　700単位  　　ハ　看護職員配置加算（Ⅲ）　　　480単位  　注　厚生労働大臣が定める施設基準　◆平２７厚告９６第２９号  　　イ　看護職員配置加算（Ⅰ）  　　（１）専ら指定小規模多機能居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を１名以上配置していること。  （２）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。  　　ロ　看護職員配置加算（Ⅱ）  　　（１）専ら指定小規模多機能居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を１名以上配置していること。  （２）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。  　　ハ　看護職員配置加算（Ⅲ）  　　（１）看護職員を常勤換算方法で１名以上配置していること。  　　（２）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | | 適  否  無 | (加算　Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)  対象看護職員名（　　　　　　）  実態として併設施設事業所の兼務となっていないか  ⇒【適・否】 |
| *Ｈ21.3.23Ｑ＆Ａ　　問１２６*  *看護師資格を有する管理者について、看護職員配置加算の要件である常勤かつ専従を満たさないので、加算の算定はできない。* | | | |
| 14 看取り連携体制加算  （予防除く） | 小規模多機能型居宅介護費（短期利用居宅介護費を除く。）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準（注１）に適合しているものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者（注２）について、看取り期におけるサービス提供を行った場合は、死亡日及び死亡日以前30日以下について1日につき64単位を死亡月に加算しているか。ただし、この場合において、看護職員配加算（Ⅰ）を算定していない場合は算定しない。　◆平１８厚告１２６別表４チ注  　注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準　◆平２７厚告９６第３０号  　　イ　看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。  　　ロ　看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。  　注２　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者◆平２７厚告９４第３９号  　　次に掲げるいずれの基準にも適合する利用者  　　イ　医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。  　　ロ　看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。   * 看取り連携体制加算について　◆平１８留意事項通知第２の５（１０） | | 適  否  無 |  |
|  |  | ①　当該加算は、事業所の看取り期の利用者に対するサービスを提供する体制をPDCAサイクルにより構築かつ強化していくこととし、利用者告示第３９号（上記注２）に定める基準に適合する登録者が死亡した場合に、死亡日を含めて３０日を上限として、事業所において看取り期における取組を評価するものである。なお、登録者の自宅で介護を受ける場合又は事業所において介護を受ける場合のいずれについても算定が可能である。  　　また、死亡前に医療機関へ入院した後、入院先で死亡した場合でも算定可能であるが、その際には、当該事業所においてサービスを直接提供していない入院した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができない。（したがって、入院した日の翌日から死亡日までの期間が３０日以上あった場合には、算定することはできない。） | 適  否 | 注２イ、ロに該当する登録者であるか。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | 点検 | 備考 |
| 14 看取り連携体制加算  　（続く）  （予防除く） |  | ②　「２４時間連絡できる体制」とは、事業所内で勤務することを要するものではなく、夜間においても事業所から連絡でき、必要な場合には事業所からの緊急の呼出しに応じて出勤する体制をいうものである。 | 適  否 | ２４時間連絡体制  の確保【有・無】 |
|  | ③　管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取り期における対応方針」が定められていることが必要であり、同対応方針においては、例えば、次に掲げる事項を含むこととする。  　ア　当該事業所における看取り期における対応方針に関する考え方  　イ　医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時に対応を含む。）  　ウ　登録者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法  　エ　登録者等への情報提供に供する資料及び同意等の様式  　オ　その他職員の具体的対応等 | 適  否 | 看取り期における対応方針  【有・無】 |
|  | ④　看取り期の利用者に対するケアカンファレンス、看取り期における対応の実践を振り返る等により、看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス提供体制について、適宜見直しを行う。 | 適  否 | ケアカンファレンスの議事録等の内容確認（適宜見直しされているか） |
|  | ⑤　看取り期の利用者に対するサービス提供においては、次に掲げる事項を介護記録等に記録し、多職種連携のための情報共有を行うこと。  　ア　利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録  　イ　看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて登録者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録 | 適  否 | 介護記録の記載内容確認  （左記ア、イの内容の記載があるか。） |
|  | ⑥　登録者の看取りに関する理解を支援するため、登録者の状態又は家族の求め等に応じ随時、介護記録等その他の登録者に関する記録の開示又は当該記録の写しの提供を行う際には、適宜、登録者等に理解しやすい資料を作成し、代替することは差し支えない。 | 適  否 | 記録の開示等  　【有・無】 |
|  | ⑦　事業所から医療機関へ入院した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが、看取り連携体制は死亡月にまとめて算定することから、登録者側にとっては、事業所の登録を終了した翌月についても自己負担を請求されることになるため、登録者が入院する際、入院した月の翌月に亡くなった場合に、前月分の当該加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要である。 | 適  否 | 左記事例がある場合、文書にて同意をとっているか。 |
|  | ⑧　事業所は、入院の後も、継続して登録者の家族や入院先の医療機関等との継続的な関わりを持つことが必要である。  　　なお、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明し、文書にて同意を得ておくことが必要である。 | 適  否 | 入院中の登録者について、入院後も継続して医療機関等や家族と関わっているか。  入院時の医療機関等からの情報提供について、本人又は家族への文書においての同意　【有・無】 |
|  | ⑨　本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。  また、本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連絡しても来てもらえないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が利用者の状態等に応じて随時、看取り期における登録者に対する介護の内容について相談し、共同して介護を行っており、家族に対する情報提供を行っている場合には、当該加算は算定可能である。  この場合には、適切な看取り期における取組が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族に対する連絡状況等について記載しておくことが必要である。なお、家族が利用者の看取りについてともに考えることは極めて重要であり、事業所は、定期的に連絡をとることにより、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要である。 | 適  否 | ⑨　口頭で同意を得た場合及び左記記載の状況に該当する本人や家族の場合、介護記録に記載しているか。 |
|  | ⑩　事業所の宿泊室等において看取りを行う際には、プライバシーの確保及び家族への配慮について十分留意することが必要である。 | 適  否 |  |
| *Ｈ27.４.1Ｑ＆Ａ　　問１７０*  *看取り連携加算の算定要件のうち「24時間連絡できる体制」とは、看護職員配置加算（Ⅰ）で配置する常勤の看護師と連携できる体制を確保することを求めるものか。それとも、他の常勤以外の看護師も含めて、連絡できる体制を確保していれば算定要件を満たすのか。*  *→　看護職員配置加算（Ⅰ）で配置する常勤の看護師に限らず、他の常勤以外の看護師を含め、小規模多機能型居宅介護事業所の看護師と24時間連絡できる体制が確保されていれば算定要件を満たすものである。* | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | 点検 | 備考 |
| 15　訪問体制強化加算  （予防除く） | 小規模多機能型居宅介護費（短期利用居宅介護費を除く。）については、別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者の居宅における生活を継続するための指定小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算として、1月につき1、000単位を加算しているか。◆平１８厚告１２６別表４リ注  　注　別に厚生労働大臣が定める基準　◆平２７厚告９５第５５号  　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　　イ　指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を２名以上配置していること。  　　ロ　算定日が属する月における提供回数について、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が１月当たり200回以上であること。  　　　　ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって市長の登録を受けたものに限る。）を併設する場合は、登録者の総数のうち小規模多機能型居宅介護費のイ（１）を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、イ（１）を算定する登録者に対する延べ訪問回数が１月当たり200回以上であること。  　◎　訪問体制強化加算について　　◆平１８留意事項通知第２の５（１１） | | 適  否  無 | ※要支援の登録者は対象外。 |
|  | ①　訪問サービスを担当する常勤の従業者を２名以上配置する事業所において、当該事業所における全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が１月当たり延べ２００回以上である場合に算定する。当該加算を算定する場合は、訪問サービスの内容を記録しておくこと。 |  | ・訪問担当の常勤従業者　　名  ・サービス内容記録【有・無】  ・１月当たり延べ訪問サービスの提　　供回数　　　回 |
|  | ②　「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、訪問サービスのみを行う従業者として固定しなければならないという趣旨ではなく、訪問サービスも行っている常勤の従業者を２名以上配置した場合に算定が可能である。 |  |
|  | ③　「訪問サービスの提供回数」は歴月ごとに、「５　過少サービスに対する減算」の①ロの内容と同様の方法に従って算定するものとする。なお、本加算は介護予防小規模多機能型居宅介護については算定しないため、小規模多機能型居宅介護の登録者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行うこと。 |  |
|  | ④　事業所と同一建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を併設する場合は、各月の前月の末日時点（新たに事業を開始し、又は再開した事業所については事業開始（再開）日）における登録者のうち同一建物居住者以外の者の占める割合が１００分の５０以上であって、かつ上記①から③の要件を満たす場合に算定するものとする。  　　ただし③については、同一建物居住者以外の者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行うこと。 |  | 集合住宅（左記参照）併設事業所の場合、同一建物居住者以外の者の占める割合  ※上記算定の場合訪問サービスの提供回数に同一建物の居住者を含めていないか。 |
| *Ｈ27.４.1Ｑ＆Ａ　　問１６４*  *訪問サービスを担当する常勤の従業者は、小規模多機能型居宅介護の訪問サービス以外の業務に従事することは可能か。*  *→　訪問サービスのみを行う従業者として固定しなければなら　ないという趣旨ではなく当該小規模多機能型居宅介護支援事業所における訪問サービス以外の業務に従事することも可能である。*  *Ｈ27.４.1Ｑ＆Ａ　　問１６５*  *訪問サービスを担当する常勤の従業者を２名以上配置することとされているが、当該事業所の営業日・営業時間において常に満たすことが必要か。*  *→　当該事業所において訪問サービスの提供に当たる者のうち　２名以上を常勤の従業者とすることを求めるものであり、当該事業所の営業日・営業時間において常に訪問を担当する常勤の従業者を２名以上配置することを求めるものではない。*  *Ｈ27.４.1Ｑ＆Ａ　　問１６６*  *当該月において、訪問サービスの利用が１度も無かった登録者についても、当該加算を算定できる。*  *Ｈ27.４.1Ｑ＆Ａ　　問１６７*  *訪問体制強化加算の届出をしたが、１月あたりの訪問回数が２００回未満であった場合、当該月において算定はできない。*  *なお、算定要件のうち「訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を２名以上配置していること。」を満たしている場合には、１月当たりの訪問回数に応じて、当該体制届について、あらためて変更・取下、再提出等の手続きを求めるものではない。*  *Ｈ27.４.1Ｑ＆Ａ　　問１６８*  *「１月当たり延べ訪問回数が２００回以上」とは、当該事業所の登録者数にかかわらず１月当たり延べ訪問回数が２００回以上必要であるということである。*  *Ｈ27.４.1Ｑ＆Ａ　　問１６９*  *訪問サービスの提供回数には、通いサービスの送迎として自宅を訪問する場合も含まれるのか。*  *→　（抜粋）通いサービスの送迎として自宅を訪問する場合であっても、介護従業者が行う身体整容や行為介助など、当該記録において訪問サービスとして記録されるサービスについては、訪問サービスの提供回数に含まれるものである。* | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | 点検 | 備考 |
| 16　総合マネジメント体制強化加算 | 小規模多機能型居宅介護費（短期利用居宅介護費を除く。）については、別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、指定小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき1、000単位を加算しているか。◆平１８厚告１２６別表４ヌ注  　注　別に厚生労働大臣が定める基準　◆平２７厚告９５第５６号  　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　　イ　利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。  　　ロ　利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。  ◎　総合マネジメント体制強化加算について　◆平１８留意事項通知第２の５（１２）  　①　事業所において、登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「通い・訪問・宿泊」を柔軟に組み合わせて提供するために、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取組を評価するものである。  　②　当該加算は、次に掲げるいずれにも該当する場合に算定する。 | | 適  否  無 | ・地域住民との交流や地域活動参加　　等の内容  ・  ・  ・  ②のア、イに該当しているか。 |
|  |  | 1. ア　小規模多機能型居宅介護計画について、登録者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。 | 適  否 |
|  |  | イ　日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加すること。  　（地域の行事や活動の例）  　　・登録者の家族や登録者と関わる地域住民等からの利用者に関する相談への対応  　　・登録者が住み慣れた地域で生活を継続するために、当該地域における課題を掘り起こし、地域住民や市町村等とともに、解決する取組（行政や地域包括支援センターが開催する地域での会議への参加、町内会や自治会の活動への参加、認知症や介護に関する研修の実施等）   1. ・登録者が住み慣れた地域との絆を継続するための取組（登録者となじみの関係がある地域住民や商店等との関わり、地域行事への参加等） | 適  否 |
| 17　生活機能向上連携加算 | 1. （１）生活機能向上連携加算（Ⅰ）100単位   介護支援専門員が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に所定単位数を加算しているか。◆平１８厚告第１２６号別表４ル注１ | | 適  否  無 |  |
| 1. （２）生活機能向上連携加算（Ⅱ）200単位   利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算しているか。  ただし、（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。  ◆平１８厚告第１２６号別表４ル注２ | | 適  否  無 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | 点検 | 備考 |
| 17　生活機能向上連携加算（続き） | * 1. **生活機能向上連携加算（Ⅱ）について** | |  |  |
|  | イ　「生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定小規模多機能型居宅介護の内容を定めたものでなければならない。 | 適  否 | （Ⅰ適用） |
|  | ロ　イの小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、認可病床数が２００床未満のもの又は当該病院を中心として半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下２において同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下２において「理学療法士等」という。）が利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は当該理学療法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス（サービス担当者会議として開催されるものを除く。）を行い、当該利用者のＡＤＬ（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びＩＡＤＬ（調理、掃除、買い物、金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況につき、理学療法士等と計画作成責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という。）を行うものとする。  カンファレンスは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、計画作成責任者及び理学療法士等により実施されるもので差し支えない。さらに、この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院である。 | 適  否 |  |
|  | ハ　イの小規模多機能型居宅介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければならない。  　ａ　利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容  　ｂ　生活機能アセスメントの結果に基づき、ａの内容について定めた3月を目途とする達成目標  　ｃ　ｂの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標  　ｄ　ｂ及びｃの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容 | 適  否 | （Ⅰ適用） |
|  | ニ　ハのｂ及びｃの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定すること。 | 適  否 | （Ⅰ適用） |
|  | ホ　イの小規模多機能型居宅介護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う小規模多機能型居宅介護の内容としては、例えば次のようなものが考えられること。  　　達成目標として「自宅のポータブルトイレを1日1回以上利用する（1月目、2月目の目標として座位の保持時間）」を設定。  　　(1月目)訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。  　　(2月目)ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。  　　(3月目)ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う。  　　（訪問介護員等は小規模多機能型居宅介護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う。） | 適  否 | （Ⅰ適用） |
|  | * 1. ヘ　本加算はロの評価に基づき、イの小規模多機能型居宅介護計画に基づき提供された初回の指定小規模多機能型居宅介護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度ロの評価に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直す必要があること。なお、当該3月の間に利用者に対する指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、3月間は本加算の算定が可能であること。 | 適  否 |  |
|  | * 1. ト　本加算を算定する期間中は各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの改善状況及びハのｂの達成目標を踏まえた適切な対応を行うこと。 | 適  否 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | 点検 | 備考 |
| 17　生活機能向上連携加算（続き） | * 1. **生活機能向上連携加算（Ⅰ）について** | |  |  |
|  | イ　生活機能向上連携加算（Ⅰ）については、生活機能向上連携加算（Ⅱ）ロ、ヘ及びトを除き当該加算（Ⅱ）を適用する。  本加算は、理学療法士が自宅を訪問せずにＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する利用者の状況について適切に把握した上で介護支援専門員に助言を行い、介護支援専門員が、助言に基づき小規模多機能型居宅介護計画を作成（変更）するとともに、計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的に実施することを評価するものである。 | 適  否 |  |
|  | ａ　小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、理学療法士等は当該利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員と連携してＩＣＴを活用した動画やテレビ電話装置等を用いて把握した上で当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員に助言を行うこと。なお、ＩＣＴを活用した動画やテレビ電話装置等を用いる場合においては、理学療法士等がＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と介護支援専門員で事前に方法等を調整するものとする。 | 適  否 |  |
|  | * 1. ｂ　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員は、ａの助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、小規模多機能型居宅介護計画の作成を行うこと。なお、当該小規模多機能型居宅介護計画には、ａの助言の内容を記載すること。 | 適  否 |  |
|  | * 1. ｃ　本加算は小規模多機能型居宅介護計画に基づき小規模多機能型居宅介護を提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、ａの助言に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能であるが、利用者の急性憎悪等により小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合を除き、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、小規模多機能型居宅介護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しない。 | 適  否 |  |
|  | * 1. ｄ　3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告すること。なお、再度ａの助言に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合には、本加算の算定が可能である。◆平１８留意事項通知第２の２（１４） | 適  否 |  |
| *Ｈ３０.３.２３　Ｑ＆Ａ　問３*  *生活機能向上連携加算(Ⅱ)について、告示上「訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により」とされているが、「一環」とは具体的にどのようなものか。*  　*→　具体的には、訪問リハビリテーションであれば訪問リハビリテーションで訪問する際に訪問介護事業所のサービス提供責任者が同行することであるが、リハビリテーションを実施している医療提供施設の医師については、訪問診療を行う際等に訪問介護事業所のサービス提供責任者が同行することが考えられる。*  *Ｈ30Ｑ＆Ａ　Vol.4　問1*  *利用者のＡＤＬ（寝返り、 起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びＩＡＤＬ（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況）に関する利用者の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という。）を行った上で、訪問介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければならないことから、外部の理学療法士等は、生活機能アセスメントに留意した助言を行うことが求められる。*  *① 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容*  *② 生活機能アセスメントの結果に基づき、①の内容について定めた３月を目途とする達成目標*  *③ ②の目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標*  *④ ②及び③の目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容*  *ＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いる場合については、具体的には次のような方法が考えられる。*  *① 訪問介護事業所のサービス提供責任者と外部の理学療法士等が、リアルタイムでのコミュニケーション（ビデオ通話）が可能な情報通信機器を用いて、外部の理学療法士等が利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの状況を把握すること。なお、通信時間等の調整を行い、当該利用者の自宅（生活の場・介護現場）にてビデオ通話を行うこと。*  *② 訪問介護事業所のサービス提供責任者と外部の理学療法士等が、あらかじめ、動画によって利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの状況について適切に把握することができるよう、動画の撮影方法及び撮影内容を調整した上で、訪問介護事業所のサービス提供責任者が利用者宅で動画撮影を行い、当該動画データを外部の理学療法士等に提供することにより、外部の理学療法士等が利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの状況を把握すること*  *なお、当該利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの動画内容は、当該利用者の自宅（生活の場・介護現場）の環境状況、動作の一連の動き等がわかるように撮影すること。*  *また、実施に当たっては、利用者の同意を取るとともに、個人情報の適切な取扱いに留意することが必要である。SNS（Social Networking Service）の利用については、セキュリティが十分に確保されていないサービスもあることから、一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会（HISPRO）が公表している「医療情報連携において、SNS を利用する際に気を付けるべき事項」を参考に、適切な対策を講じることが適当である。なお、外部の理学療法士等が、保険医療機関の電子カルテなどを含む医療情報システムと共通のネットワーク上の端末を利用して行う場合には、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（第５版）」（平成29 年５月）に対応していることが必要である。* | | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 18　口腔・栄養スクリーニング加算 | 小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、１回につき所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者について当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定していないか。◆平１８厚告第１２６号別表４ヲ  注　厚生労働大臣が定める基準　◆平２７厚告９５第４２号の６  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  イ　利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。  ロ　利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。  ハ　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。  ◎　口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。◆平１８留意事項第２の３の２（１７）①準用  ◎　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。◆平１８留意事項通知第２の３の２（１７）③準用  イ 口腔スクリーニング  ａ 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者  ｂ 入れ歯を使っている者  ｃ むせやすい者  ロ 栄養スクリーニング  ａ ＢＭＩが18.5 未満である者  ｂ １～６月間で３％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18 年６月９日老発第0609001 号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストの№11 の項目が「１」に該当する者  ｃ 血清アルブミン値が3.5ｇ／dl 以下である者  ｄ 食事摂取量が不良（75％以下）である者 | 適  否  無 |  |
| *H 30.3.23　Q＆A　問30*  *当該利用者が、栄養スクリーニング加算を算定できるサービスを複数利用している場合、栄養スクリーニング加算の算定事業者をどのように判定すればよいか。*  *→　サービス利用者が利用している各種サービスの栄養状態との関連性、実施時間の実績、栄養改善サービスの提供実績、栄養スクリーニングの実施可能性等を踏まえ、サービス担当者会議で検討し、介護支援専門員が判断・決定するものとする。*  *H30　Q&A　Vol.6 問２*  *栄養スクリーニング加算は当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しないこととされているが、当該事業所以外で算定してから６か月を空ければ当該事業所で算定可能だが、算定事業所の決定については上記問３０を参照。* | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 19　科学的介護推進体制 | 小規模多機能型居宅介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、１月につき40単位を所定単位数に加算する。  ⑴　利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。  ⑵　必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、⑴に規定する情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。  ◆平１８厚告第１２６号別表４ワ  ◎　科学的介護推進体制加算について　　◆平１８留意事項通知第２の３の２（１９）準用  ①　科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに下記注に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。  ②　情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととする。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。  ③　事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。  イ　利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）。  ロ　サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。  ハ　ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。  ニ　検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）。  ④　提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。 | 適  否  無 |  |
| *Ｒ３Ｑ＆Ａ　Vol.３　問19*  *科学的介護推進体制加算、ＡＤＬ維持等加算 (Ⅰ)若しくは (Ⅱ)、自立支援促進加算、個別機能訓練加算 (Ⅱ)、リハビリテーションマネジメント加算 (Ａ)ロ若しくは (Ｂ)ロ、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算又は理学療法若しくは作業療法及び言語聴覚療法に係る加算において、 Barthel Index （ＢＩ）のデータ提出に際して、老人保健健康増進等事業においてＩＣＦステージングから読み替えについて、測定者が、① ＢＩ に係る研修を受け 、② ＢＩ への 読み替え規則を理解し、③ 読み替え精度等を踏まえ、必要に応じて、読み替えの際に、正確な BI を別途評価する等の対応を行い、提出することが必要である。* | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | | 点検 | 備考 |
| 20　サービス提供体制強化加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして、　市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い小規模多機能型居宅介護費（短期利用居宅介護費を除く。）については１月につき、短期利用居宅介護費を算定している場合は１日につき、次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆平１８厚告１２６別表４カ注、平１８留意事項通知第２の５（1６）    　注　厚生労働大臣が定める基準　◆平２７厚告９５第５７号 | | |  | (加算　Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)  【①　研　修】  □**全員の**計画の有・無  ※職責、経験年数、勤務年数、資格、本人意向等によるグループ分けによる作成も可  □個別・具体的な目標、内容等となっているか（画一的になっていないか）。  【②会議】  会議開催状況  （　　　　　）  参加状況  （　　　　　）  ※欠席者が散見される場合は、全員参加ができるよう開催方法をグループ単位で行っているか。  【③人材要件】  年度（4月～翌2月）の左記割合数値を3月に確認の上、翌年度加算算定の可否を決定できているか。（不可の場合は速やかに届出要）  （前年度数値）  介護従業者の総数  　　　人（常勤換算）  上記のうち介護福祉士の総数　　　人（常勤換算）  割合　　　　％  勤務表【適・否】  資格証【適・否】  介護従業者の総数  　　　人（常勤換算）  上記のうち常勤職員の総数　　　　人（常勤換算）  割合　　　　％  勤務表【適・否】  雇用契約書等  【適・否】  介護従業者　　　人（常勤換算）  上記のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数  　　　人（常勤換算）  割合　　　　％  勤務表【適・否】  経歴書【適・否】  介護従業者　　　人（常勤換算）  上記のうち勤続年数7年以上の者の総数  　　　人（常勤換算）  割合　　　　％  勤務表【適・否】  経歴書【適・否】 |
|  | イ**サービス提供体制強化加算（Ⅰ）**　（1月750又は1日25単位）  　次のいずれにも適合すること。 | | 適  否  無 |
|  |  | ①　事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。  ◎　従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。◆平１８留意事項通知第２の２（１６）①準用 | 適  否 |
|  |  | ②　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。  ◎　「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。  また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。◆平１８留意事項通知第２の２（１６）②準用  　　　・利用者のＡＤＬや意欲  　　　・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望  　　　・家庭環境  　　　・前回のサービス提供時の状況  　　　・その他サービス提供に当たって必要な事項 | 適  否 |
|  |  | ③　次のいずれかに適合すること。  ㈠　事業所の従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。  ㈡　事業所の従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 | 適  否 |
|  |  | ④　定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。 | 適  否 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | | 点検 | 備考 |
| 20　サービス提供体制強化加算  　（続き） |  | ロ　**サービス提供体制強化加算（Ⅱ）**（1月640又は1日21単位）  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　当該事業所の従業者(看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。  ② イの①②④に該当すること。 | 適  否  無 |  |
|  | ハ　**サービス提供体制強化加算（Ⅲ）**（1月350又は1日12単位）  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　次のいずれかに適合すること。  ㈠　事業所の従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。  ㈡　事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。  ㈢　事業所の従業者の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。  ②　イの①②④に該当すること。 | 適  否  無 |
| ◎　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることにする。ただし前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業所については、4月目以降届出が可能となるものであること。  なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とすること。  この場合、届出を行った月以降においても、直近3月間の　職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに算定体制がない旨の届出を提出しなければならない。◆平１８留意事項第２の２（１６）④⑤準用 | |  |
| ◎　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものである。具体的には、平成24年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成24年3月31日時点で勤続年数3年以上である者をいう。  ◆平１８留意事項第２の２（１６）⑥準用 | |
| ◎　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。◆平１８留意事項第２の２（１６）⑦準用 | |
| ◎　同一の事業所において介護予防小規模多機能型居宅介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。　◆平１８留意事項第２の４（１８）②準用 | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 21 介護職員処遇改善加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆平１８厚告１２６別表４ヨ注、平１８留意事項通知第２の５（１７）  　（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）  　　　　主眼事項第6－2から20までにより算定した単位数の1000分の102 に相当する単位数  　（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  　　　　主眼事項第6－2から20までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数  　（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）  　　　　主眼事項第6－2から20までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数  注　別に厚生労働省が定める基準　◆平２７厚告９５第５８号  **イ　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）**  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  （1）介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業者負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  （2）当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、（1）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市長に届け出ていること。  （3）介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善部分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。  （4）当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、（1）の賃金改善に関する計画、当該計画介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。  （5）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。  （6）当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、（1）の賃金改善に関する計画、当該計画介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。  （7）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  （一）　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること  （二）（一）の要件について書面（就業規則等）をもって作成し全ての介護職員に周知していること。  (三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  （四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。  （五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。  （六）（五）について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  *Ｈ24Ｑ＆Ａ　Vol.１　問227（抜粋）*  *計画については特に基準等を設けておらず、計画期間は必ずしも賃金改善実施期間と合致しなくても良い。*  （8）　（2）の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。  **ロ　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）**  イ(1)から(6)まで、(7)（一）から(四)まで及び(8)に揚げる基準のいずれにも適合すること。  **ハ　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）**  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　⑴　イ⑴から⑹まで及び⑻に掲げる基準に適合すること。  ⑵　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  　　㈠　次に掲げる要件の全てに適合すること。  　　　ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  　　　ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  　　㈡　次に掲げる要件の全てに適合すること。  　　　ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  　　　ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。  ※　当該加算は区分支給限度基準額の算定対象外とする。  ※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和4年6月21日付け老発0621第1号厚生労働省老健局長通知）を確認すること。 | 適  否  無 | □ 賃金改善計画の確認(算定見込額，賃金改善の時期・方法等)  □ 賃金改善の根拠規程（賃金規程等）を確認  □ 処遇改善計画書を確認，周知方法の確認  □賃金台帳，給与明細書，源泉徴収票等を確認  □ 処遇改善実績報告書の確認  年度最終の加算支払月の翌々月の末日までに実績報告書を提出  （例：加算を算定する最後のサービス提供月が３月の場合、５月支払となるため、２か月後の７月末となる）  □ 労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等を確認  □ 雇用契約書を確認  □ 就業規則等を確認  □ 資質向上支援計画，研修計画及び研修実施記録を確認  □ 処遇改善内容（賃金改善を除く）及び全職員への周知を確認 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 21 介護職員処遇改善加算(続き) | *Ｈ27.４.３０　Ｑ＆Ａ　　問３７*  *新設の介護職員処遇改善（Ⅰ）と（Ⅱ）の算定要件についての具体的な違いは。*  *→　処遇改善加算（Ⅱ）については、キャリアパス要件Ⅰかキャリアパス要件Ⅱのいずれかの要件を満たせば取得可能であるのに対して、処遇改善加算（Ⅰ）については、その両方の要件を満たせば取得可能となる。また、職場環境等要件については、実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知している必要があり、処遇改善加算（Ⅱ）については、平成２７年４月から実施した取組が対象となる。*  *なお、処遇改善加算（Ⅰ）の職場環境等要件については、平成２７年９月末までに届出を行う場合には、実施予定である処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していることをもって、要件を満たしたものとしている。*  *Ｈ27.４.３０　Ｑ＆Ａ　　問４０*  *一時金で処遇改善を行う場合、「一時金支給日まで在籍している者のみに支給する（支給日前に退職した者には全く支払われない）」という取扱は可能か。*  *→　処遇改善加算の算定要件は、賃金改善に要する額が処遇改善加算による収入を上回ることであり、事業所（法人）全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の介護職員を対象としないことは可能である。*  *ただし、この場合を含め、事業者は、賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、賃金改善額等について、計画等に明記し、職員に周知すること。また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について書面を用いるなど分かりやすく説明すること。*  *Ｈ27.４.３０　Ｑ＆Ａ　　問４２*  *処遇改善加算の算定要件である「処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善」に関して、下記の取組に要した費用を賃金改善として計上して差し支えないか。*  *①　法人で受講を認めた研修に関する参加費や教材費等について、あらかじめ介護職員の賃金に上乗せして支給すること、*  *②　研修に要する交通費について、あらかじめ介護職員に賃金に上乗せして支給すること。*  *③　介護職員の健康診断費用や、外部からの講師を招いて研修を実施する際の費用を法人が肩代わりし、当該費用を介護職員の賃金改善とすること。*  *→　処遇改善加算を取得した介護サービス事業者は、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取組に要する費用に含まれない。*  *当該取組に要する費用以外であって、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を行うための具体的な方法については、労使で適切に話し合った上で決定すること。*  *Ｈ27.４.３０　Ｑ＆Ａ　　問４４（抜粋）*  *平成２６年度以前に従来の処遇改善加算を取得した際、職場環境等要件（旧定量的要件）について、２つ以上の取組を実施した旨を申請していた場合、今回新しい処遇改善加算を取得するに当たって、平成２７年４月から実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に対して、新たに周知する必要がある。なお、その取組内容を記載する際に、別紙様式２の（３）の項目の上で、平成２０年１０月から実施した当該取組内容と重複することは差し支えないが、別の取組であることが分かるように記載すること。*  *Ｈ27.４.３０　Ｑ＆Ａ　　問４９*  *介護職員が派遣労働者であっても、処遇改善加算の対象とすることは可能であり、賃金改善を行う方法等について派遣元と相談した上で、介護職員処遇改善計画書や、介護職員処遇改善実績報告書について、対象とする派遣労働者を含めて作成すること。*  *H30　Q＆A　Vol.1　問142*  *外国人の技能実習制度における介護職種の技能実習生は、介護職員処遇改善加算の対象となるのか。*  *→　介護職種の技能実習生の待遇について、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」とされていることに鑑み、介護職種の技能実習生が介護業務に従事している場合、EPAによる介護福祉士候補者と同時に、介護職員処遇改善加算の対象となる。*  *H30　Q&A　Vol.６問７*  *介護職員処遇改善加算により得た加算額を、最低賃金額と比較する賃金に含むか否かについては、当該加算額が、臨時に支払われる賃金や賞与等として支払われておらず、予定し得る通常の賃金として、毎月労働者に支払われているような場合には、最低賃金額と比較する賃金に含めることとなるが、当該加算の目的等を踏まえ、最低賃金を満たした上で、賃金の引き上げを行っていただくことが望ましい。* | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 22　介護職員等特定処遇改善加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、次に掲げる単位数を所定単位に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆平１８厚告１２６別表４タ注  (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）  　　主眼事項第6－2から20までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数  (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）  　　主眼事項第6－2から20までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数  注　別に厚生労働大臣が定める基準　◆平２７厚告９５第５８の２号  **イ　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)**  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (１)　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  ア　経験・技能のある介護職員のうち１人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額８万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。  イ　指定小規模多機能型居宅介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。  ウ　介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の２倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。  エ　介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回らないこと。  (２)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。  (３)　介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。  (４)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。  (５)　小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。  (６)　小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  (７)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。  (８)　(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。（なお当該要件については令和２年度より算定要件とする。）  **ロ　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)**  イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。  ※　当該加算は区分支給限度基準額の算定対象外とする。  ※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和4年6月21日付け老発0621第1号厚生労働省老健局長通知）を確認すること。 | 適  否  無 | □ 賃金改善の根拠規程（賃金規程等）を確認  □賃金台帳，給与明細書，源泉徴収票等を確認  経験・技能のある介護職員数  （　　　　　　　名）  月額平均８万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者の人数  （　　　　　名）  □ 特定処遇改善計画書の確認，周知方法の確認  □賃金台帳，給与明細書，源泉徴収票等を確認  □ 特定処遇改善実績報告書の確認  年度最終の加算支払月の翌々月の末日までに実績報告書を提出  （例：加算を算定する最後のサービス提供月が３月の場合、５月支払となるため、２か月後の７月末となる）  サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、（Ⅱ）  介護職員処遇改善加算【Ⅰ･Ⅱ･Ⅲ】  □ 処遇改善内容（賃金改善を除く）及び全職員への周知を確認  □ ホームページ等の確認 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 点検 | 備考 |
| 22　介護職員等特定処遇改善加算  　（続き） | *H31　Q＆A　VOL.1問1*  *介護職員等特定処遇改善加算については、*  *・現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること*  *・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に監視、複数の取組を行っていること*  *・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること*  *を満たす事業所が取得できることから、勤続10年以上の介護福祉士がいない場合であっても取得可能である。*  *H31　Q＆A　VOL.1問３*  *事業所において、ホームページを有する場合、そのホームページを活用し、*  *・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況*  *・賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容*  *を公表することも可能である。*  *H31　Q＆A　VOL.1問４*  *「勤続10年の考え方」については、*  *・勤続年数を計算するに当たり、同一法人のみだけでなく、他法人や医療機関等での経験等も通算する*  *・すでに事業所内で設けられている能力評価や等級システムを活用するなど、10年以上の勤続年数を有しない者であっても業務や技能等を勘案して対象とする*  *など、各事業所の裁量により柔軟に設定可能である。*  *H31　Q＆A　VOL.1問５*  *経験・技能のある介護職員については、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、各事業所の裁量において設定することとなり、処遇改善計画書及び実績報告書において、その基準設定の考え方について記載することとしている。*  *H31　Q＆A　VOL.1問６*  *月額8万円の処遇改善の計算に当たっては、介護職員等特定処遇改善加算にもよる賃金改善分で判断するため、現行の介護職員処遇改善加算による賃金改善分とは分けて判断することが必要である。*  *H31　Q＆A　VOL.1問１０*  *その他の職種の440万円の基準についての非常勤職員の給与の計算に当たっては、常勤換算方法で計算し、賃金額を判断することが必要である。*  *R3　Q＆A　VOL.1問２０*  *・介護職員等特定処遇改善加算における職場環境等要件については、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の推進」及び「やりがい・働きがいの醸成」について、それぞれ１つ以上（令和３年度は、６つの区分から３つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ１つ以上）の取組を行うことが必要である。*  *・職場環境等要件については、令和３年度改定において、計画期間における取組の実施が求められることとされたが、これは毎年度新たな取組を行うことまで求めるものではなく、前年度と同様の取組を当該年度に行うことで、* | | |
| 23　介護職員等ベースアップ等支援加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は主眼事項第6－2から20までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。◆平１８厚告１２６別表４レ注  　注　別に厚生労働大臣が定める基準　◆平２７厚告９５第４８号の３準用  　　　次に揚げる基準のいずれにも適合すること。  　　イ　介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の３分の２以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  　　ロ　事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。  　　ハ　介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。  　　ニ　当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。  　　ホ　サービス費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。  　　ヘ　ロの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額をすべての職員に周知していること。  ※　当該加算は区分支給限度基準額の算定対象外とする。  ※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和4年6月21日付け老発0621第1号厚生労働省老健局長通知）を確認すること。 | 適  否  無 | 介護職員処遇改善加算の算定  【　Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ　】 |

◆　業務管理体制の整備

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | | | | 点検 | |
| 第７　業務管理体制の整備  ☞　事業所等の数によって届出の内容が異なります。  　事業所等の数は、指定事業所等の数を合算します。みなし事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は含みません。 | （１）業務管理体制の届出：法115条の32  事業所を設置する事業者ごとに、業務管理体制を整備し、法に定める届出先（市又は県、厚生労働省）に法令遵守責任者等、業務管理体制の届出をしていますか。  　届出年月日：　　　　　年　　　月　　　日  届出先〔大津市・滋賀県・厚生労働省・その他（　　　　　　）　〕法令遵守責任者職名・氏名： | | | | | 適  否 | |
| ①　②～⑥以外の介護サービス事業者　都道府県知事  ②　③～⑥以外の介護サービス事業者であって、当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設が二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在するもの【事業者の主たる事務所の所在地の都道府県知事】  ③　⑤以外の介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設が一の指定都市の区域に所在するもの【指定都市の長】  ④　⑤以外の介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設が一の中核市の区域に所在するもの【中核市の長】  ⑤　地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所が一の市町村の区域に所在するもの【市町村長】  ⑥　当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設が三以上の地方厚生局の管轄区域に所在する介護サービス事業者【厚生労働大臣】 | | | | | | |
|  | | | | | | |
|  | 事業所等の数 | 20未満 | 20～99 | 100以上 | |  | |
| 業務管理  体制の内容 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | |
|  | 法令遵守規程の整備 | 法令遵守規程の整備 | |
|  |  | 業務執行状況の監査方法 | |
| 届出事項 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 | |
|  | 法令遵守規程の概要 | 法令遵守規程の概要 | |
|  |  | 業務執行状況の監査方法 | |  | |
| １　法令遵守責任者（法令遵守のための体制の責任者）の選任  資格を求めるものではないが、少なくとも法及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任する。法務部門を設置していない事業者の場合には事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任する。なお代表取締役が法令遵守責任者となることを妨げない。  ２　法令遵守規程  法令遵守のための組織、体制、具体的な活動内容（注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したマニュアル）  規定には事業者の従業者に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む。必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営にあたり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したものでよい。  ３　業務執行状況の監査方法  ・　監査は内部監査・外部監査のいずれでもよく、監事・監査役等が法令に基づく法令遵守に係る監査を行っている場合は、それを当該監査とすることができます。  ・　監査は年１回行うことが望ましく、実施しない年には事業所の点検結果の報告を求めるなどに努めてください。 | | | | | | |
| （２）法令遵守責任者の役割及びその業務内容は定まっていますか。 | | | | | 適  否 | |
| （３）業務管理体制（法令等遵守）についての方針・規程等を定め、職員に周知していますか。 | | | | | 適  否 | |
| （４）法令等遵守の具体的な取組を行っていますか。  　ア　報酬の請求等のチェックを実施  　イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。  　ウ　利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。  　エ　業務管理体制についての研修を実施している。  　オ　法令遵守規程を整備している。  　　ｶ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | 適  否 | |
| （５）法令等遵守に係る評価・改善等の取組を行っていますか。 | | | | | 適  否 | |